



( 午前9時00分 開会 )

○伴委員長 おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

昨日に引き続き審査を行ってまいりたいと思います。

議案第13号 令和3年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算についての審査を行います。

理事者の説明を求めます。 加藤住民生活部長。

○加藤住民生活部長 おはようございます。それでは、議案第13号 令和3年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算につきまして、ご説明を申しあげます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

議案第13号

令和3年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算について

標記について、地方自治法第211条第1項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和3年3月1日 提出

斑鳩町長 中西和夫

失礼して、着席して説明をさせていただきます。

それでは、特別会計予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

1ページの予算総則を朗読させていただきます。

令和3年度 斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算

令和3年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,055,000千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(2) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和3年3月1日 提出

斑鳩町長 中西 和 夫

はじめに、本特別会計の予算総額でございますが、歳入、歳出それぞれ30億5,500万円となっております。前年度と比較をいたしまして8,050万円、2.7%の増となっております。それでは、予算に関する説明書によりまして、予算の内容を説明申し上げます。予算書の7ページをお願いいたします。

はじめに、歳入予算について説明を申し上げます。

第1款 国民健康保険税、第1項 国民健康保険税でございます。新年度は5億999万6千円を計上しております。前年度と比較をいたしまして2,184万8千円、4.1%の減となっております。主に被保険者の減少に伴い、国民健康保険税も減少しております。予算の内訳は、第1目 一般被保険者国民健康保険税で5億966万4千円、第2目 退職被保険者等国民健康保険税で33万2千円となっております。

次に、8ページ、第2款 使用料及び手数料、第1項 手数料でございます。保険料の督促事務に係る手数料といたしまして、10万円を計上しております。

次に、第3款 県支出金であります。まず、第1項 保険給付費等交付金でございます。新年度は22億9,178万円を計上しております。第1目 保険給付費等交付金、第1節 保険給付費等普通交付金は、本町の療養諸費や高額療養費など保険給付に充てる財源であり、これに21億5,254万3千円を、また第2節 保険給付費等特別交付金は、医療費通知や第三者求償事務などに対する保険者努力支援制度交付金や特別調整交付金、県2号繰入金、また特定健康診査の負担金などで、前年度と比較をいたしまして1億1,183万8千円増の1億3,923万7千円を計上しております。この増加の要因は、奈良県の国民健康保険運営方針の中間見直しに伴い、保険料抑制のための県繰入金の“見える化”として、これまで県においてあらかじめ差し引いていた県繰入金を、市町村への特別交付金である県2号繰入金として市町村に交付するよう運用が変更されたことによるものでございます。なお、市町村は本交付金として交付された額と同額を歳出予算の国民健康保険事業費納付金として県に納付することとなっております。

次に、第2項 財政安定化基金支出金でございます。市町村の国民健康保険財政に赤

字が生じた場合や災害等やむを得ない理由により収入が減少した場合、県において造成される同基金から資金の貸し付け又は交付を受けることができるものでございます。新年度の当初予算では赤字が生じることなどが無いことから、費目の設定として名目の予算を計上したものでございます。

次に、9ページ、第4款 財産収入、第1項 財産運用収入でございます。第1目 利子及び配当金で、財政調整基金にかかる利子1千円を計上しております。

次に、第5款 繰入金、第1項 他会計繰入金でございます。第1目 一般会計繰入金で、新年度は2億4,795万4千円を計上しており、前年度と比較をいたしまして、250万6千円、1%の増となっております。保険基盤安定繰入金や職員給与費等繰入金、財政安定化支援事業繰入金など法定繰入金として、2億3,295万4千円、後期高齢者医療支援金の赤字補填として、その他一般会計繰入金で1,500万円を計上しております。

次に、10ページでございます。第6款 繰越金、第1項 繰越金でございます。第1目 繰越金で、前年度と同額の1千円を計上しております。

次に、第7款 諸収入でございます。まず、第1項 延滞金加算金及び過料、第1目 延滞金で200万円を計上しております。次に、第2項 雑入では、新年度は316万2千円を計上しております。その内訳は、第1目 一般被保険者第三者納付金で300万円、第2目 退職被保険者等第三者納付金で10万円、第3目 一般被保険者返納金で5万円、第4目 退職被保険者等返納金で1万円、第5目 雑入で2千円となっております。次に、11ページでございます。第3項 療養費等指定公費返還金では、第1目 療養費等指定公費返還金で、新年度は5千円を計上しております。この返還金は、過年度分の対応のため計上させていただいているものでございます。

最後に、国庫支出金でございます。国民健康保険制度関係業務事業費補助金につきましては、廃目となっております。

続きまして、歳出予算について説明を申し上げます。12ページをお願いします。

初めに、第1款 総務費でございます。まず、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費では、新年度は2,607万6千円を計上しております。前年度と比較をいたしまして459万4千円、14.9%の減となっております。減の主な理由といたしましては国保システムの改修業務費用の減少によるものでございます。国民健康保険事業に携わる職員の人件費及び被保険者証の発行や資格管理などにかかる事務経費でございます。

次に、13ページでございます。第2目 国民健康保険団体連合会負担金です。これ

は、国民健康保険団体連合会の運営に対する負担金であり、新年度は139万7千円を計上しております。次に、第3目 共同事業負担金でございます。国保支援センターで行います国保事業の共同化に対する負担金で397万円を計上しております。

次に、14ページをお願いします。第2項 徴税費、第1目 賦課徴収費でございます。新年度は898万9千円を計上しております。前年度と比較をいたしまして17万2千円、1.8%の減となっております。国民健康保険税の賦課徴収に携わる職員の人件費及び賦課計算業務委託など電算委託料などの費用でございます。

次に、第3項 運営協議会費、第1目 運営協議会費では、前年度と同額の22万5千円を計上しております。国保運営協議会の開催にかかる委員報酬でございます。

続きまして、15ページ、第2款 保険給付費でございます。はじめに、第1項 療養諸費では、新年度は18億6,759万7千円を計上しており、前年度と比較をいたしまして281万8千円、0.1%の減となっております。その内訳は、第1目 一般被保険者療養給付費、8億4,612万円、第2目 退職被保険者等療養給付費50万円、第3目 一般被保険者療養費1,500万3千円、第4目 退職被保険者等療養費1万円、第5目 審査支払手数料で596万4千円を計上しております。次に、16ページにかけての第2項 高額療養費でございます。新年度は2億7,863万9千円を計上しております。前年度と比較をいたしまして700万7千円、2.4%の減となっております。その内訳は、第1目 一般被保険者高額療養費で2億7,762万円、第2目 退職被保険者等高額療養費で50万円、第3目 一般被保険者高額介護合算療養費で51万8千円、第4目 退職被保険者等高額介護合算療養費で1千円となっております。次に、16ページ、第3項 移送費では、新年度は、前年度と同額の10万円を計上しております。内訳は、第1目 一般被保険者移送費、第2目 退職被保険者等移送費とも5万円となっております。次に、第4項 出産育児諸費では、前年度と同額の1,260万7千円を計上しております。予算の内訳は、第1目 出産育児一時金で1,260万円、第2目 支払手数料で7千円でございます。次に、17ページ、第5項 葬祭諸費、第1目 葬祭費では、前年度と同額の150万円を計上しております。

次に、第3款 国民健康保険事業費納付金では、新年度は7億9,350万円を計上しております。前年度と比較をいたしまして9,994万6千円、14.4%の増となっております。歳入で申しあげましたとおり、市町村が、一旦、県2号繰入金として交付を受けた額と同額を国民健康保険事業費納付金として納付することから増額となっております。まず、第1項 医療給付費分は5億7,934万5千円でございます。内訳

は、一般被保険者医療給付費分5億7,904万5千円、退職被保険者等医療給付費分30万円でございます。次に、第2項 後期高齢者支援金等分では1億6,261万2千円を計上しております。内訳は、一般被保険者後期高齢者支援金等分1億6,231万2千円、退職被保険者等後期高齢者支援金等分30万円でございます。次に、18ページ、第3項 介護納付金分では5,154万3千円を計上しております。

続いて、第4款 共同事業拠出金、第1項 共同事業拠出金、第1目 共同事業拠出金で1千円を計上しております。退職被保険者等医療の資格確認用に、年金受給者一覧を国保連合会に作成していただくための拠出金でございます。

次に、19ページ、第5款 財政安定化基金拠出金でございます。災害等やむを得ない理由により収入が減少したことなどで、県において造成される同基金から資金の交付が市町村にあった場合、その基金を補填する財源は各市町村が負担することとなるため、名目予算1千円を計上したものでございます。

次に、第6款 保健事業費についてでございます。第1項 保健事業費では、前年度とほぼ同額の258万2千円を計上しております。その内訳は、第1目 人間ドック健診受診費用助成費で240万円、第2目 医療費適正化対策費で18万2千円でございます。次に、20ページにかけまして、第2項 特定健康診査等事業費、第1目 特定健康診査等事業費で、新年度は2,530万3千円を計上しております。前年度と比較をいたしまして76万6千円、2.9%の減となっております。減の主な理由としましては、被保険者数の減少によるものでございます。新年度は、特定健康診査対象者を4,600人と見込み、受診率45.8%として診査委託料2,146万7千円を計上するとともに、その他特定健診の結果説明や保健指導業務の委託料等を計上しております。

次に、20ページの下段の、第7款 基金積立金でございます。収入超過となった場合に、基金を積み立てることとなりますので、名目予算を計上しております。

次に、21ページ、第8款 公債費でございます。第1項 一般公債費、第1目 利子で、前年度と同額の10万円を計上しております。第2項 財政安定化基金償還金では、同基金への返還について、新年度での償還はないことから、費目の設定として名目の予算を計上したものでございます。

次に、第9款 諸支出金、第1項 償還金及び還付加算金では、前年度と同額の240万6千円を計上しております。その内訳は、第1目 一般被保険者保険税還付金で230万円、第2目 退職被保険者等保険税還付金で10万5千円、第3目 県支出金等に係る償還金で1千円となっております。次に22ページ、第2項 療養費等指定公費

立替金、第1目 療養費等指定公費立替金でございます。新年度は5千円を計上しております。歳入予算で説明申しあげましたとおり、療養費等指定公費返還金に対する費用として設けているものでございます。

最後に、第10款 予備費では3千万円を計上しております。前年度と比較をして400万円、11.7%の減となっております。

以上で、議案第13号 令和3年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りまして、原案どおり可決賜りますよう、よろしくお願い申しあげます。

○伴委員長 説明が終わりましたので、国民健康保険事業特別会計予算について、質疑をお受けいたします。 齋藤議員。

○齋藤委員 9ページですけれども、5款、繰入金の1目、一般会計繰入金2億4,700万ほどありますけれども、昨年度は2億4,500万、ほぼ一緒ぐらいの数字ですけれども、先ほど被保険者が減っているというふうな話がありましたけれども、今後の見通し、これから減っていくのか増えていくのか教えていただけませんか。

○伴委員長 安藤国保医療課長。

○安藤国保医療課長 国民健康保険の被保険者の今後の見込みということですが、現在、いわゆる団塊の世代の方々が後期高齢者医療制度へ移行している時期でございます。ですので、あとまだ4、5年程度は、国保の被保険者数は減少していくだろうというふうに見込んでおります。以上でございます。

○伴委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 4、5年は減少していくけれども、それ以降は増えていくのか減っていくのか。

○伴委員長 安藤国保医療課長。

○安藤国保医療課長 その年度構成等を見ていくなかで、その後につきましても、やはり減少していくというような状況にあるというふうに見ております。

○伴委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 ということは、一般会計からの繰入金はそれに併せて減っていくのか、同じようになってしまうのか、どのような見込みでしょうか。

○伴委員長 安藤国保医療課長。

○安藤国保医療課長 被保険者数が減少しますと、国保の予算規模自体が減少していくこととなりますので、この一般会計繰入金、保険基盤安定であるとか、出産育児一時金、諸々ございますけれども、そうした額も減少していくというふうに考えております。

○伴委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 ありがとうございます。もうひとつ教えてもらいたいのですが、19ページ、一番下の、先ほどの部長の報告で、被保険者が減少して特定健康診査委託料ですけども、被保険者が減少して4,600名で、受診率が45.8%という話がありましたけど、私の感じからすると45.8%というのはえらい高いなというか、そんなに多く半分ぐらいの方が受診されてるのかなとか、私もサラリーマンをしておったときに会社でありましたけども、あんまり、ほとんどの方受けなかったんですね。国民健康保険ってそのぐらいあるのかなというふうな感じですけども、この数字というのは上がってるんでしょうか、下がってるんでしょうか。また、併せて効果というのはどのぐらいの効果があるのか教えてもらいますでしょうか。

○伴委員長 北健康対策課長。

○北健康対策課長 今ご質問の特定健康診査の受診率ですけども、令和3年度の見込みを45.8%ということですが、31年度の受診者数の率が35%ということで、あと令和2年度の見込みが40%というのは前年度受診率で見込んでおりました。その伸び率を勘案して令和3年度は45.8%ということで今予算を計上しておりますけれども、今年度はコロナの関係もありまして、受診券自体を毎年6月に発送してたんですが、今年度に関しましてはコロナの影響もありまして医療機関のほうに感染予防ということで控えるようにということで、9月に発送してるということもありまして、今はまだちょっと期間が短くなってる分、受診率は今年度は若干落ちる可能性はあるんですけども、そちらの分が落ちてくればまた受診率のほうが、健診を受けていただけるような形で啓発はしていきたいと考えております。

○伴委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 やはり効果というのは目に見えるものなんでしょうか。それとも総合的にすれば効果あるんでしょうけども、どのような効果というのが見られますでしょうか。

○伴委員長 北健康対策課長。

○北健康対策課長 この健診を受けられて、あと生活習慣の改善ということで取り組んでいただくということで、皆さんには指導等もさせていただいてるところですけども、なかなか目に見えてすぐその効果というのは見えにくいかとは思いますが。ただ、そういった医療にかかられる方の医療費ですとか、最終的にはそちらのほうに影響してくるのではないかというふうには考えております。

○齋藤委員 ありがとうございます。



- 伴委員長 ほかにございますか。 横田委員。
- 横田委員 予算書の17ページの中段の医療給付費分です、これが1億206万円増加してるんですけど、大きな要因というのはどんなところにあるんですか。
- 伴委員長 安藤国保医療課長。
- 安藤国保医療課長 国民健康保険事業費納付金ということで、冒頭、部長の説明でもございましたように、これまで県で保険料負担抑制のための交付金というのが県で差し引きされておったんです。これが3年度は一旦市町村へ交付金として交付されて、その同額ですけれども、納付金として県に納めるというふうに仕組みが変わりましたので、その分が約1億円ございますので、その分で増えてるということでございます。
- 横田委員 了解しました。
- 伴委員長 ほかにございますか。 木澤委員。
- 木澤委員 今の説明もあつたんですけど、県の2号の話ですね。どこからそのお金が出て、町に入ってきて、結局また県に返していくことになるんでしょうけど、財源はどこから出てるんですか。
- 伴委員長 安藤国保医療課長。
- 安藤国保医療課長 県の特別交付金の中の県2号繰入金分と確認しております。
- 伴委員長 木澤委員。
- 木澤委員 特別交付金はどこから出てるんですか。
- 伴委員長 安藤国保医療課長。
- 安藤国保医療課長 すみません。後ほどお答えさせていただきます。
- 伴委員長 木澤委員。
- 木澤委員 国保のことについては一般質問でもさせてもらったんですけど、ちょっと私の質問が分かりにくかったかなというのもありましたので、改めて確認させていただきたいんですけども、ひとつは収納率の関係ですね。これまでの収納率の出し方と、今回収納率が変わって新たに県に納める分ができた。それによって町の会計にはどういう影響があるのかなと。一個ずつで構いませんので答えていただけますか。
- 伴委員長 安藤国保医療課長。
- 安藤国保医療課長 県の中間見直しによりまして、収納率の取扱いがこれまで現年度のみを対象としておりました。被保険者の負担を抑制するということから滞納繰越し分も収納率に換算するというので、町村においては99%収納率、市においては97%ということで設定が行われたということでございます。ですので滞納繰越し分というのは

町のいわゆる財源として留保されておったんですけれども、それが今後は県の納付金の財源になってくるということでございます。ということは、すべて持っていかれるような印象になるんですけれども、今のところは決算、来年度予算の状況でいいますと、3千万円程度の黒字というのを来年度は見込んでおります。そのうち1,500万につきましては一般会計からの繰入金ということですので、残る1,500万円程度がいわゆる滞納繰越分の町のいわゆる留保、残る分だろうというふうには見ておるところでございます。これにつきましては、実際の収納金額を見ながら、1,500万円というか、全体滞納繰越分がどれぐらい入ってきて、その今見込みで1,500万となっているところが、場合によれば2千万円程度になるかも知れませんし。ですので、町の会計といたしましては今のところはそういうふうに若干の余裕というんでしょうか、余裕の財源が生じるだろうというふうに見ておるところでございます。

○伴委員長 木澤委員。

○木澤委員 これまで滞納繰越分は町の国保会計に入れてた分があるというのがなくなったということですが、それが大体ざくっといくらぐらいのあったんですか。

○伴委員長 安藤国保医療課長。

○安藤国保医療課長 いわゆる滞納繰越分ですけども、2,500万円前後ということでここ何年かは収納しております。

○伴委員長 木澤委員。

○木澤委員 2,500万円入ってくる予定やったやつが県にそのまま納めなければいけないようになってしまうということで、私、だからその分、今回、国保税改定でいわゆる値上げをしたというふうに理解をしてたんですけども、どうもいろいろ聞くとそうじゃないみたいだということで、今回、後期高齢分と介護分との負担率を引き上げて、平等割の金額を下げましたけども、これ上げた分と下げた分の差額でいうとどれぐらいになるんでしょうか。

○伴委員長 安藤国保医療課長。

○安藤国保医療課長 今回の税率改定に伴う、いわゆる税収の増減ですけども、委員がおっしゃるように医療の平等割を1,500円引き下げております。後期分、介護分の所得割をそれぞれ0.2%引き上げてということで、それをプラスマイナス差引きいたしますと、約150万円程度の増収と。パーセントで言いますと0.2%増というふうに見込んでおるところでございます。

○伴委員長 木澤委員。

○木澤委員 150万円という誤差の範囲かなというふうに思うんです。きっちり合わせようと思ったらどっちかにぶれてしまいますので、だから言うたら、とんとんで調整をされたということだと思いますと、応益の部分を応能に振り替えたというふうに見られますので、その点は評価できるのかなというふうに思います。会計で見ますと、今年度の収支の見込みってどれぐらいで見えてはりますか。

○伴委員長 安藤国保医療課長。

○安藤国保医療課長 今年度につきましては新型コロナウイルス感染症の影響によって給付が例年より少なくなるというふうに見込んでおります。そうした状況から見ますと、決算としては赤字補填の1,500万円を含めまして、約5千万円程度の黒字になるのではないかなというふうに見ております。

○伴委員長 木澤委員。

○木澤委員 要は、国保税は値上げというか増収を見込んだ改定ではないということで、そうしますと国保税は変わらずに、来年度3千万円程度黒字になるよということ、ただ県に2千万円持っていかれてますけども、要はその給付の伸びですね、コロナのこともありましたけど、そこがそんなに伸びてないというふうに理解していいんですか。

○伴委員長 安藤国保医療課長。

○安藤国保医療課長 給付ですけれども、令和2年度一旦下落はしたんですけれども、その後回復してる傾向にございます。来年度も今のところ予算上は一定程度回復するというところから、いわゆる減少分、コロナによる影響というのはほぼ見ていないということで、例年過去の実績に基づいた給付を来年度見ているというような状況でございます。

○伴委員長 木澤委員。

○木澤委員 こちらの会計のことは大体わかりましたけども、今度、県の会計ですね。まず、収納率が中間見直しによって改定されて、要は今までよりも多く納付するようになってると思うんです。そうすると、県の収入がだいぶ増えてくると思うんですけど、ただ県から示される統一保険料率自体は見直しというのはされていないと思うんですけど、本来県の収入が増えるんですからその保険料率自体は下げていくべきかなというふうに思うんですけど、そこは県から何か示されているんでしょうか。

○伴委員長 加藤住民生活部長。

○加藤住民生活部長 先ほどの滞納繰越分の2千万円が取られるというところも踏まえてご説明させていただきますと、今回の収納の見直しによりまして県の収入は確かに増え

ると思います。今回の収納の滞納繰越分を入れたという元の考え方としましては、今後の保険料率をできるだけ抑制するという考え方のもとで、令和3年度からの収納の取扱いが変更になっておりますので、今現在、令和6年度の保険料率の統一単価というのは当初示されている金額と変わっておりませんが、こういった収入の増加が見込まれますので、当然そういったところにも反映させていくべきということで、町からもそういった意見は申しあげさせていただいておりますので、また県においても必要に応じて令和6年度の見直しを行いますということも、今回の改定された国保運営方針にも示されておりますので、そういったところは何らかの形で反映していただけるものというふうに考えております。

○伴委員長 木澤委員。

○木澤委員 それと、県単位化になってから3年たったという時点ですけども、そもそも県の給付の見込みと納付金とのバランスが取れてるのかなというのはすごい心配してたんですけども、要は県が基金をどれくらい持ってるのか、貯め込み過ぎていないのかなという心配があるんですけど、その直近でわかる数字で構いませんけど、県の基金がどれくらいあるのかというのは教えてもらえますか。

○伴委員長 安藤国保医療課長。

○安藤国保医療課長 奈良県の特別会計の平成30年度と令和元年度の決算状況ですけども、平成30年度の基金積立金は14億円、そして令和元年度では8億円積立てをされています。昨年12月末現在で合計22億円を積立てされているということです。令和3年3月末にはこのうち12億円を国庫金の返還金に充てるというふうに聞いておまして、基金残高は10億円になるというふうに聞いております。なお、県の特別会計の予算規模というのが約1,200億円規模でございますので、パーセントでいいますと基金残高は0.8%ということです。ですので、決して余裕のあるものではないというふうには聞いております。

○伴委員長 木澤委員。

○木澤委員 そうしたら、今のところバランスは取れた形で運用されているんだというふうに理解をしておきます。

あと、予算書の9ページのその他一般会計繰入金、今まで繰り入れてきましたけど、累積赤字解消という形でこれまでもずっと言っていたいてきましたけども、この方針自体は変わらずやっていくということで理解しておいてよろしいのでしょうか。

○伴委員長 加藤住民生活部長。

○加藤住民生活部長 おっしゃるとおり、この後期高齢の支援分で今赤字、過去の赤字の補填もさせていただいておりますので、まずはその赤字補填させていただく段におきましては、こういった形で1,500万円を繰り入れさせていただきたいというふうに考えております。

○伴委員長 木澤委員。

○木澤委員 県のほうは、統一の令和6年度までに累積赤字解消というふうに一応方針は示してはありますが、斑鳩町としては短期でそんなに返済すると現在の被保険者の負担が大きいくということ、それを超えても細く長くということですかね、そういう形で累積赤字の解消していくということ、以前この議論をさせていただいたと思うんですが、今後の見通しですね、あとどれぐらいで累積赤字が解消できるのか、今の時点で構いませんので、どれぐらいで解消できるのか、その見通しをちょっと教えてもらえますか。

○伴委員長 加藤住民生活部長。

○加藤住民生活部長 令和元年度末で約1億9千万で赤字がございまして、今年度の決算見通しで言うと、先ほど課長申しあげましたように5千万円程度黒字ということですので、残り1億4千万円ということになりますので、例えば、来年度予算で計上させていただいてる3千万円程度の黒字を毎年見込めるということになると、おおむね5年で解消できるのかなというふうに考えておりますので、そんなに10年、15年、20年というような長期にわたるようなことにはならないというふうに考えております。

○伴委員長 累積赤字、私も非常に気になってたんですが、そんな形で今聞かせてもらって、ひと安心かなという感じはします。

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伴委員長 これをもって、国民健康保険事業特別会計予算に対する質疑を終結いたします。

続きまして、議案第14号 令和3年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算についての審査を行います。

理事者の説明を求めます。 加藤住民生活部長。

○加藤住民生活部長 それでは、議案第14号 令和3年度 斑鳩町介護保険事業特別会計予算につきまして、ご説明申し上げます。

まず、議案書の朗読をいたします。

議案第14号

## 令和3年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算について

標記について、地方自治法第211条第1項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和3年3月1日 提出

斑鳩町長 中西和夫

失礼して、着席して説明のほうさせていただきます。

それでは、特別会計予算書の31ページをお開きいただきたいと思います。

予算総則を朗読させていただきます。

### 令和3年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算

令和3年度斑鳩町介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,631,400千円、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,700千円とする。

2 保険事業勘定及び介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険事業勘定で介護給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(2) 保険事業勘定で各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和3年3月1日 提出

斑鳩町長 中西和夫

それでは、予算に関する説明書により、予算の内容をご説明させていただきます。予算書の39ページをお開きいただきたいと思います。

はじめに、歳入予算について説明を申しあげます。

第1款 保険料でございます。第1項 介護保険料では、第1目 第1号被保険者保険料で、新年度は5億1,282万6千円を計上しております。前年度と比較をいたしまして2,122万円、4%の減となっております。65歳以上の第1号被保険者に係

る保険料となっており、現年度保険料については、特別徴収分を93.2%、普通徴収分を6.8%として計上しております。次に、第2款 使用料及び手数料でございます。第1項 手数料では、第1目 督促手数料で3万円を計上しております。

次に、第3款 国庫支出金でございます。第1項 国庫負担金では、第1目 介護給付費負担金で、新年度は4億3,443万6千円を計上しております。前年度と比較をしまして1,587万4千円、3.8%の増となっております。次に、40ページをお願いします。第2項 国庫補助金では、新年度は1億4,891万5千円を計上しております。前年度と比較をしまして2,940万6千円、24.6%の増となっております。その内訳は、第1目 調整交付金で1億81万2千円、第2目 総合事業調整交付金で327万1千円、第3目 地域支援事業交付金の包括的支援事業・任意事業分で2,293万1千円、第4目 地域支援事業交付金の総合事業分で1,557万6千円、第5目 保険者機能強化推進交付金で300万円、第6目 介護保険保険者努力支援交付金で250万円、第7目 介護保険事業費補助金で82万5千円を計上しております。

次に41ページ、第4款 支払基金交付金でございます。第1項 支払基金交付金で、新年度は、6億6,910万円を計上しております。前年度と比較をいたしまして、1,360万円、2.1%の増となっております。40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料に相当するもので、その内訳は、第1目 介護給付費交付金で6億4,807万2千円、第2目 地域支援事業交付金で2,102万8千円を計上しております。

次に、第5款 県支出金でございます。第1項 県負担金では、第1目 介護給付費負担金で、新年度は3億4,565万円を計上しております。前年度と比較をいたしまして27万4千円、0.1%の減となっております。次に42ページでございます。第2項 県補助金では、新年度は2,120万円を計上しております。前年度と比較をいたしまして90万3千円、4.4%の増となっております。その内訳は、第1目 地域支援事業交付金の包括的支援事業・任意事業分で1,146万5千円、第2目 地域支援事業交付金の総合事業分で973万5千円を計上しております。

次に、第6款 財産収入でございます。第1項 財産運用収入では、第1目 利子及び配当金で、新年度は28万円を計上しております。前年度と比較をいたしまして7万9千円の増となっております。次に43ページ、第7款 寄附金でございます。第1項 寄附金で、前年度と同額の1千円を計上しております。

次に、43ページから44ページの第8款 繰入金でございます。第1項 一般会計繰入金では、新年度は4億1,696万2千円を計上しております。前年度と比較をい

たしまして2, 476万円、6.3%の増となっております。その内訳は、第1目 介護給付費繰入金で3億3万3千円、第2目 地域支援事業費繰入金の包括的支援事業・任意事業分で1, 181万5千円、第3目 地域支援事業費繰入金の総合事業分で973万5千円、44ページにお移りをいただきまして、第4目 地域支援事業費繰入金の高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業で864万4千円、第5目 その他一般会計繰入金で6, 021万2千円、第6目 低所得者保険料軽減繰入金で2, 652万3千円を計上しております。

また、第2項 基金繰入金では、第1目 介護保険給付費準備基金繰入金で8千万円を計上しております。前年度と比較をいたしまして400万円の増となっております。

次に、45ページでございます、第9款 繰越金でございます。第1項 繰越金で、前年度と同額の100万円を計上しております。令和2年度に還付、償還できなかった保険料につきまして、新年度に繰り越すものでございます。

次に、第10款 諸収入でございます。第1項 延滞金加算金及び割引料では、前年度と同額の1万2千円を計上しております。その内訳は、第1目 過料で1千円、第2目 第1号被保険者延滞金で1万円、第3目 第1号被保険者加算金で1千円を計上しております。第2項 雑入では98万8千円を計上しております。その内訳は、第1目 滞納処分費、第2目 弁償金、第3目 違約金及び延納利息、第4目 第三者納付金、第5目 返納金で、それぞれ1千円、第6目 納付金で2万1千円、46ページにお移りをいただきまして、第7目 雑入で96万2千円を計上しております。

次に47ページをお願いいたします。歳出予算についてでございます。

第1款 総務費でございます。第1項 総務管理費、第1目 一般管理費では、新年度は3, 887万9千円を計上しております。前年度と比較しまして35万4千円、1.0%の減となっております。介護保険事務に関わる職員の人件費、国民健康保険団体連合会への負担金などに係る費用等を計上しております。次に、48ページの第2項 徴収費では、第1目 賦課徴収費で、新年度は170万4千円を計上しております。前年度と比較しまして3万円、1.7%の減となっております。介護保険料の決定通知や納付書等の送付などに要する費用等となっております。次に、48ページから49ページの第3項 介護認定審査会費では、第1目 介護認定審査会費で、新年度は2, 018万4千円を計上しております。前年度と比較しまして27万6千円、1.3%の減となっております。次に、第4項 趣旨普及費では、第1目 趣旨普及費で、新年度は17万8千円を計上しております。次に、第5項 介護保険運営協議会費では、第1目 介



護保険運営協議会費で、新年度は7万円を計上しております。前年度と比較しまして10万5千円の減となっております。次に、50ページの第6項 地域包括支援センター運営協議会費では、第1目 地域包括支援センター運営協議会費で、新年度は7万円を計上しております。前年度と比較しまして3万5千円の減となっております。

続いて、第2款 介護給付費でございます。第1項 介護サービス等諸費では、第1目 介護サービス等諸費で、新年度は22億2,565万円を計上しております。前年度と比較をいたしまして9,921万8千円、4.7%の増となっております。次に、51ページでございます。第2項 介護予防サービス等諸費では、第1目 介護予防サービス等諸費で、新年度は5,828万3千円を計上しております。前年度と比較をいたしまして1,198万9千円、17.1%の減となっております。次に、第3項 その他諸費では、第1目 審査支払手数料で、新年度は、294万円を計上しております。前年度と比較して4万7千円、1.6%の増となっております。次に、52ページでございます。第4項 高額サービス等費でございます。第1目 高額サービス諸費で、新年度は5,646万9千円を計上しております。前年度と比較しまして2,668万円、32.1%の減となっております。医療保険制度と同様に自己負担額が所得に応じた限度額を超えた場合に、その超過額について償還払いにより給付するものでございます。

次に、第5項 高額医療合算サービス等費では、第1目 高額医療合算サービス諸費で、新年度は826万円を計上しております。前年度と比較をいたしまして21万9千円、2.7%の増となっております。介護保険と医療保険の両方の自己負担額を年間で合算した額が、所得に応じた限度額を超えた場合に、その超過額について償還払いにより給付をするものでございます。次に、52ページから53ページの第6項 特定入所者介護サービス等費では、第1目 特定入所者介護サービス等費で、新年度は4,866万1千円を計上しております。前年度と比較をいたしまして1,281万7千円、20.8%の減となっております。施設に入所等されている低所得者の方の居住費と食費について、一定額を超えた費用につきまして補足給付するものでございます。次に、第7項 特別給付費では、第1目 特別給付費で、新年度において135万5千円を計上しております。この科目は新年度より初めて計上する予算であり、要支援・要介護者に対し、町独自で定める保険給付として実施するものでございます。

次に、第3款 基金積立金でございます。第1項 基金積立金では、第1目 介護保険給付費準備基金積立金で、新年度は28万円を計上しております。介護保険給付費準備基金から生じる利子積立てとなっております。

次に、54ページ、第4款 地域支援事業費でございます。第1項 介護予防・生活支援サービス事業費でございます。第1目 介護予防・生活支援サービス事業費で、4,986万6千円、第2目 介護予防ケアマネジメント費で1,376万4千円を計上しています。項全体といたしましては、前年度と比較をして390万5千円、5.8%の減となっております。次に、55ページから56ページの、第2項 一般介護予防事業費では、第1目 一般介護予防事業費で、新年度は2,357万2千円を計上しております。前年度と比較をいたしまして1,519万6千円、281.4%の増となっております。主な増額の要因といたしましては、新年度より新たに始めます、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業の予算を計上したことによるものでございます。

次に、56ページから60ページの第3項 包括的支援事業・任意事業費でございます。第1目 包括的支援事業費で、新年度は2,173万6千円を計上しております。前年度と比較をいたしまして325万3千円、17.6%の増となっております。包括支援センター職員の人件費などに係る費用を計上しております。次に、57ページから58ページの第2目 任意事業費では、新年度は1,109万3千円を計上しております。前年度と比較をいたしまして66万円、5.6%の減となっております。配食サービス事業や緊急通報システム設置事業、介護給付費等費用の適正化事業、家族介護用品支給事業などに係る費用を計上しております。次に、第3目 在宅医療・介護連携推進事業費では、新年度は23万8千円を計上しております。前年度と比較をいたしまして11万円の増となっております。在宅医療と介護の連携に関する研修会、生駒郡地域ケア会議の開催等に係る費用を計上しております。

次に、第4目 認知症総合支援事業費では、新年度は307万8千円を計上しております。前年度と比較をして16万9千円の増となっております。次に、第5目 介護予防ケアマネジメント事業費では、地域包括支援センターにおいて、予防事業のための介護予防プランを作成する職員の人件費といたしまして、新年度は395万5千円を計上しております。前年度と比較して391万5千円の減となっております。職員の業務内容の見直しに伴い支出科目を変更したことによるものでございます。次に、59ページでございます。第6目 総合相談事業費では、高齢者の総合的な相談事業に係る費用といたしまして、新年度は1万8千円を計上しております。次に、第7目 権利擁護事業費では、地域包括支援センターにおいて、権利擁護に関する業務を主に行う職員の人件費などといたしまして、新年度は431万2千円を計上しております。前年度と比較をいたしまして、142万7千円の増となっております。

次に、第8目 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費では、地域包括支援センターにおいて、地域や関係機関との連携や、個々の介護支援専門員に対する支援等を行う職員の人件費などとしたしまして、新年度は864万8千円を計上しております。前年度と比較をいたしまして31万2千円の増となっております。

次に、60ページでございます。第9目 生活支援体制整備事業費では、生活支援コーディネーターの配置業務等にかかる費用としたしまして、新年度は684万円を計上しております。前年度と比較をいたしまして225万5千円の増となっております。事業委託にあたり、前年度に引き続きその成果に応じ支払額を決定することとし、その事業規模を拡大しますとともに、最大の支払額を来年度の予算に計上しております。

次に、第4項 その他諸費でございます。第1目 審査支払手数料で、新年度は29万5千円を計上しております。前年度と比較して1万6千円の増となっております。

次に、第5款 諸支出金でございます。第1項 償還金及び還付加算金で、新年度は第1目 第1号被保険者保険料還付金で100万円、第2目 償還金、第3目 第1号被保険者還付加算金で、それぞれ1千円を計上しております。

次に、61ページでございます。最後に、第6款 予備費では2千万円を計上しております。以上で、保険事業勘定のご説明とさせていただきます。

続きまして、介護サービス事業勘定でございます。75ページをお開きいただけますでしょうか。はじめに、歳入予算について説明申し上げます。第1款 サービス収入でございます。第1項 予防給付費収入では、第1目 介護予防サービス計画費収入で、新年度は739万1千円を計上しております。前年度と比較をいたしまして99万9千円、11.9%の減額となっております。地域包括支援センターで作成いたします、介護予防サービス計画に対する収入となっております。次に、第2款 繰越金では、第1項 繰越金で、新年度は、130万円を計上しております。次に、第3款 諸収入でございます。第1項 雑入では、新年度は、第1目 納付金で雇用保険料納付金として7千円、第2目 雑入でコピー代等2千円を計上しております。

続きまして、歳出予算でございます。76ページをお願いいたします。第1款 総務費でございます。第1項 総務管理費では、第1目 一般管理費で、新年度は、介護予防サービス計画を作成するための事務費として53万1千円を計上しております。

次に、第2款 サービス事業費でございます。第1項 居宅サービス事業費では、第1目 居宅介護予防サービス事業費で、新年度は806万9千円を計上しております。前年度と比較をいたしまして53万6千円、16.2%の減となっております。会計年

度任用職員の報酬及び介護予防サービス計画策定業務の委託料などにかかる費用を計上しております。最後に、77ページ、第3款 予備費では、第1項 予備費で、新年度は10万円を計上しております。

以上で、議案第14号 令和3年度 斑鳩町介護保険事業特別会計予算についての説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りまして、原案どおり可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○伴委員長 ここで10時20分まで休憩いたします。

( 午前10時05分 休憩 )

( 午前10時20分 再開 )

○伴委員長 再開いたします。

安藤国保医療課長。

○安藤国保医療課長 先ほど、国民健康保険事業特別会計の質疑の中で、木澤委員さんから質問いただいていた、県2号繰入金の財源ですけれども、これは県の一般会計から県の国保特別会計に繰り入れが行われているものということです。以上でございます。

○伴委員長 介護保険事業特別会計予算について、質疑をお受けいたします。

齋藤委員。

○齋藤委員 44ページ、一般財源から介護保険のほうに繰入金、平成30年度は3億9千円、令和元年度は3億5千円、令和2年度は3億9千円、これは3年度で4億1千円と繰入金がどんどん増えていってますけれども、これからも増える見込みなのか、どのくらい、どのような見込みなのか教えていただけますでしょうか。

○伴委員長 中原長寿福祉課長。

○中原長寿福祉課長 繰入金のご質問です。まず、予算書44ページの繰入金の合計額を見ていただきますと、前年度3億9,200万に対しまして、今年度4億1,690万ということで2,476万円増額をしているところでございます。まず、この増額についてのご説明ですけれども、この多くが、主なところがこの第4目の地域支援事業繰入金で864万4千円、第6目の低所得者保険料軽減繰入金で1,151万1千円、これが主な要因でございます。これにつきましては地域支援事業のまず第4目ですけれども、令和3年度より新たに事業を実施します高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施が行われますので、これが委託金として広域連合から入ってきますので、そちらの金額でございます。また、低所得者保険料、これは国・県・町が低所得者の方の保険料を軽減するための繰入金ですけれども、この分も当初予算として令和2年と令和3年度、そ

の補助率が上がっておりますので、その分増えた分が大きな要因ですので、町の持ち出し分としましては、この介護給付費の43ページ、第1目のところに約600万円ございますけれども、こちらの伸び、これは年々後期高齢者の増加によりまして給付費は上がってきますので、その分の町の法定の受け入れ分12.5%が上がってくるところでございます。今後の見通しにつきましては、当然やはり、まだまだ2025年に向かいますと後期高齢者が増えてきますので、それに伴いまして比例するようにやっぱり認定者も増えることが予想されます。それに伴って給付費も上がってきますので、やはりこのところは伸びていく可能性が十分にあると考えております。以上でございます。

○伴委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 予算の概要の33ページの高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施とありますけれども、具体的にはどのような内容なのでしょうか。

○伴委員長 中原長寿福祉課長。

○中原長寿福祉課長 高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施、事業の概要ですけれども、この事業につきましては令和3年度から新たに奈良県後期高齢者医療広域連合の委託により実施される事業でございます。この事業の概要としましては、高齢者につきましては複数の慢性疾患を加えて、認知機能や社会的なつながりが低下するといったフレイル状態になりやすいと言われておりますので、そこに奈良県広域高齢者医療連合が提供する客観的なデータ、医療情報でありますとか生活習慣、要介護の情報等に基づきまして、その高齢者の健康課題の把握と、対象者等の抽出を行い、新たに斑鳩町の場合、地域包括支援センターに保健師を配置しまして、その保健師がその分析等を行いながら個々にその高齢者等に対してアプローチをかけていくという事業でございます。

○伴委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 ちょっとよくわからないんですけど。新たに事業を始める、これ令和2年度は予算ゼロで令和3年度は874万円あるということですけども、包括支援センターで具体的にどのような動きがあるのか教えてください。

○伴委員長 暫時休憩します。

( 午前10時26分 休憩 )

( 午前10時27分 再開 )

○伴委員長 再開いたします。 中原長寿福祉課長。

○中原長寿福祉課長 この高齢者の保健事業と介護予防事業との一体的な実施につきましては令和3年度からの新規事業でございます。国保医療課、長寿福祉課、健康対策課の

3課が連携して執り行う事業でございます。内容につきましては、保健師を長寿福祉課の地域包括支援センターに配置をいたしまして、主な業務として、さまざまなデータから個別的に介護予防等、フレイルの可能性のある方に対して、個別的に相談に乗ったりとか支援を行う、また通いの場等に保健師が出向きまして、そこで相談なりアドバイス等を行っていくといった事業でございます。

○伴委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 よくわかりました。以上です。

○伴委員長 ほかにございますか。 溝部委員。

○溝部委員 56ページが一番上の介護予防活動支援事業補助金で、今町内で100歳体操とかの取り組みもしていただいているのかなと思うんですけども、実際、今日現在とかでどれぐらいの地区で実施されているのかというのはおわかりでしょうか。

○伴委員長 中原長寿福祉課長。

○中原長寿福祉課長 地域包括支援センターとして把握しております、この補助金を使っている使っていない関係なしに、この100歳体操を実施してる団体としましては、今、15団体を把握してるところでございます。

○伴委員長 溝部委員。

○溝部委員 その補助金を使用せずとしても、独自でされてる団体もあるということの認識でよろしいでしょうか。

○伴委員長 中原長寿福祉課長。

○中原長寿福祉課長 そのとおりでございます。例えば今年度実施しております生活支援体制整備事業の中で、地域において介護予防事業、この100歳体操等を実施して下さる団体づくりというのもやってるんですけども、今年度その団体3団体あるんですが、その3団体につきましては今年度まだ補助金等にご申請をいただいてない状況でございます。

○伴委員長 溝部委員。

○溝部委員 その介護予防事業ということで、たくさんの方が来られるというか、参加しやすい形がいいと思うんですけども、やりたいんだけど場所が確保できないとかというお悩みをお伺いすることがあって、例えばその自治会館とかを利用させていただけるというケースもあると思うんですけど、近くにそれがなかったりする場合に、公共施設を使用したいなというところで、そうなった場合に例えば1週間に1回行うとかっていうことをされたときに、使用料がかなりかさんでいくということを懸念されているとい

うこともありまして、何かそこら辺が、さっきも言いましたけど介護予防事業ということで利用しやすい形になればいいかなと思ってるんですけども、そこら辺の施設の使用料というのが、今後もうちょっと何か使いやすい形になればいいかなと思ってるんですけども、そこら辺のお考えはいかがでしょうか。

○伴委員長 中原長寿福祉課長。

○中原長寿福祉課長 長寿福祉課において所管してる施設としましては、憩の家があるんですけども、憩の家での大広間等を利用してそういった体操とかも活用していただければ、実際していただいている、今はちょっとコロナの関係で閉めておりますけれども、そういったところも活用していただければいいのかなと思います。また、百歳体操につきましては、基本的には、どこでも簡単に、わざわざ出向かなくても本当に自分の近所といいますか、公園でありますとか、小さな場所でできることを目指しておりますので、わざわざその公共施設というところじゃなくて、もっと身近でしていただくことが継続のひとつだとも思っております。公共施設の無料等活用につきましては、役場全体さまざまな課のこともありますので、今後、また利用については考えていかなければならないのかなというふうに思っております。

○伴委員長 よろしいですか。 溝部委員。

○溝部委員 今おっしゃっていただいたような身近な形でできたりとか、あとはご自宅でもいいとはお伺いはしてるんですけども、その自宅を開放するというのは難しいとか、場所が遠い。行きたいんだけども近くにないとかっていう場合のそういう取り組みやすい場所の確保を検討していただきたいなという要望だけさせていただきます。

○伴委員長 わかりました。要望でよろしくお願いします。

ほかにございますか。 木澤委員。

○木澤委員 介護保険の第8期の計画を新たに策定をされて、それに伴って保険料の改定が行われましたけども、7期から8期に移るにあたって、その基金ですね、どれぐらい取り崩されて、残すのはどれぐらい残されてるのか教えていただけますか。

○伴委員長 中原長寿福祉課長。

○中原長寿福祉課長 介護保険の準備基金の残高でありますけども、令和2年度末の基金残高見込みといたしまして、約3億1千万あるところがございます。第8期につきましては、このうち2億4千万円を取り崩すということで7千万円を残す計画で、保険料の設定と条例案をつくっているところがございます。

○伴委員長 木澤委員。

- 木澤委員 今回保険料を改定して、基準、第5段階で年間290円の引き上げになりますが、これ8期の3年間でいうとどれぐらいの増収になるのでしょうか。
- 伴委員長 中原長寿福祉課長。
- 中原長寿福祉課長 第8期給付量のお話をさせていただくこととなりますけれども、約3年間で75億1,058万円の事業計画となっております。この量は、第7期の3か年の給付量と比較しまして、約6億8千万円の給付量の増となっております。当然、給付量、単純に給付量だけを見ますと、このうちの保険料が財源となる分が保険料を集めないといけないということになります。単純にこの7期と8期の差額の給付量から保険料必要額を求めますと約1億5千万円あるんですけれども、この保険料計算するにあたりましての実質といたしましては、国からの調整交付金でありますとか、保険者機能強化推進交付金、低所得者保険料軽減負担金等、さまざまな補助金等も絡んでおりまして、第8期で入ってくるこの調整交付金等の見込みが高い見込みを立てておりますので、実質国から配付された保険料を計算するワークシートを用いるんですけれども、そこでは約3年間で5千万円程度の保険料が必要というふうに見込んでいるところでございます。
- 伴委員長 木澤委員。
- 木澤委員 例年、新しい計画を立てる際に、大体3千万円くらい基金を残してきたと思うんですけれど、今回なんでこの7千万円を残すという形になってるのでしょうか。
- 伴委員長 中原長寿福祉課長。
- 中原長寿福祉課長 今回、先ほど申しましたように7千万円、第8期で基金を残すという計画を立てております。この根拠でありますけれども、まず1点目が、今委員がおっしゃいましたまず3千万円の部分でございます。これにつきましてはこの3年間に近隣市町村等におきまして施設が整備された場合の備えでございます。積算の根拠といたしましては、金額的には3年分ですので1年間で1千万円となります。この1千万円、これが保険料で1千万ですので給付量に置き換えますと費用として大体1年間で4,300万円分の給付費に対応できる金額ということになります。この4,300万円というのが施設入所者、大体10人分ぐらい。10人が施設に入られた場合の費用でございます。だから近隣市町村にもし施設が立つ、これは可能性が十分でございますので、できた場合、10人分、施設ができた場合非常に給付が一気に上がる可能性がありますので、そういったとき保険運営としてお金が足らなくなるとはいけませんので3千万円を残しているということでございます。もう1点、あと4千万円の部分でございます。こちらにつきましては計画を立てている時点におきまして、町内で3施設ほど有料老人ホーム



のお話がございます。こちらのほうがお話はあるんですけども、確定的にいつできるかというところがまだ未定なところがございます。もしこの施設、有料老人ホームができますと、やはり非常に給付が伸びる可能性が高い。ここの有料老人ホーム合わせまして大体100名ぐらいの定員と町としては見込んでるんですけども、そのうちの50%ぐらいが住所地特例者といたしまして、またその残りの方の約8割ぐらいの方が在宅サービスを使われるとなった場合から必要な給付量を求めまして、それで約4千万円の保険料を残しておくことが必要ではないかと、運営協議会でも審議をいただきまして、金額を決定したところでございます。

○伴委員長 木澤委員。

○木澤委員 これまで基金をそういう形で何かあったときのためにとって残してきましたけど、実際にその新しい計画が始まって、それで基金を取り崩して対応したということはあるんですか。

○伴委員長 中原長寿福祉課長。

○中原長寿福祉課長 今まではございません。

○伴委員長 木澤委員。

○木澤委員 そうした見通しを持つというのが必要だと思うんですけど、今回、コロナの時期に、要は5千万円を基金で取り崩せば値上げする必要がなかったのかなというふうに思うんですけども、介護運協の中でそういった声は出なかったんでしょうか。

○伴委員長 中原長寿福祉課長。

○中原長寿福祉課長 介護保険運営協議会でご審議いただきますのは、基本的には今後3年間に必要な給付量でありますとか、まずそこの審議でございます。保険料というのはその必要な給付量でありますとか、基金をこれだけ残しておくとか、その後を求めるものでございますので、運営協議会の中では適正な給付量というところでご判断されて、この結果になったところでございます。

○伴委員長 木澤委員。

○木澤委員 1点はやっぱりコロナの時期がというのがあって、今の時期に値上げをするのはどうかなというふうに思うので、最悪その基金が足りなくなったときには県のほうで持ってる介護の基金ですね、そちらのほうを借りるとい形になりますけども、それでも対応できるのではないかなというのと、あとそもそも統括質疑でもちょっと触れましたけれども、介護保険制度ができてちょうど20年になりますけども、どんどん保険料が高くなって行って、当初から比べると予算2倍になってしまっていると。実際にその

介護が使えるのかというと、今、要支援の1、2だけでなく介護の1、2についても総合事業等に移ってきて介護保険が使えなくなってきたと。あっと、要支援だけですか。それと低所得の方が施設に入ろうと思ったら特養しか基本的にはないと思うんですけど、それも待機状態が非常に続いて、なかなか入れない。全国的にそういうことが広がって、そういう状況を見ると保険料だけ取られて結局介護を使えないという状態が広がっていると思うんです。町にこの問題の解決を求めるというのも難しいですし、国のほうでやっぱりきちんと考えていただかなくてはいけないですけど、やっぱりそういう状況の中で、介護保険の制度自体が特に第1号被保険者中心に苦しめていくという状況についてはやっぱりきちっと問題として把握しておく必要があるかなというふうに思うんです。この間ずっと保険料が値上がりするたびに反対をしてきましたけども、やっぱりこの制度自体、今もう介護保険制度、社会全体で高齢者の介護を支えていこうという目的で制度がつけられましたけど、当初の目的とどんどん離れていってしまっている状況があるという点については今回の審議の中でもちょっと問題提起をさせていただいておきたいなというふうに思います。今回、改めて65歳以上の方すべて値上げになるということにつきましては、了承できないということで意見を申しあげておきたいと思いません。

○伴委員長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伴委員長 これをもって、介護保険事業特別会計予算に対する質疑を終結いたします。

続きまして、議案第15号 令和3年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算についての審査を行います。

理事者の説明を求めます。 加藤住民生活部長。

○加藤住民生活部長 それでは、議案第15号 令和3年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、ご説明をさせていただきます。

初めに、議案書のほうを朗読させていただきます。

議案第15号

令和3年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算について

標記について、地方自治法第211条第1項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和3年3月1日 提出

斑鳩町長 中西和夫

失礼して、着席して説明をさせていただきます。

それでは、特別会計予算書の79ページをお開きいただきたいと思います。

79ページの予算総則を朗読をさせていただきます。

#### 令和3年度 斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算

令和3年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ485,000千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和3年3月1日 提出

斑鳩町長 中西和夫

初めに、本特別会計の予算概要でございますが、歳入歳出それぞれ4億8,500万円となっております。前年度と比較をいたしまして220万円、0.4%の減となっております。それでは、予算に関する説明書によりまして、予算の内容についてご説明を申し上げます。85ページをお願いできますでしょうか。

初めに、歳入予算についてのご説明でございます。

まず、第1款 後期高齢者医療保険料、第1項 後期高齢者医療保険料でございます。新年度は3億9,087万2千円を計上しております。前年度と比較をいたしまして655万2千円、1.6%の減となっております。その内訳につきましては、第1目 特別徴収保険料で2億1,895万4千円、第2目 普通徴収保険料で1億7,191万8千円となっております。後期高齢者医療保険料の総額は、広域連合の見積もりによる額でございます。おおむね2年ごとに財政の均衡が保たれるよう設定をされているところでございます。次に、第2款 使用料及び手数料でございます。第1項 手数料 第1目 督促手数料では、保険料の督促事務に係る手数料といたしまして、新年度は前年度と同額の2万8千円を計上しております。次に、第3款 寄附金でございます。第1項 寄附金 第1目 寄附金で、寄附金があった場合の受け入れといたしまして、前年度と同額の1千円を計上しております。次に、86ページ 第4款 繰入金でございます。第1項 他会計繰入金 第1目 一般会計繰入金で、新年度は9,302万9千円を計上しております。前年度と比較をいたしまして435万2千円、4.9%の増となっております。一般会計からの繰入金といたしまして、保険料の徴収や被保険者証の交付など、町が取り扱う事務費繰入金405万3千円、また、広域連合の運営にかかる

事務費負担金、低所得者の保険料軽減に伴う保険基盤安定負担金など後期高齢者医療広域連合納付金繰入金 8, 897万6千円を計上しております。

次に、第5款 繰越金でございます。第1項 繰越金、第1目 繰越金で、前年度と同額の1千円を計上しております。

次に、第6款 諸収入でございます。第1項 延滞金、加算金及び過料では、新年度は、前年度と同額の1万7千円を計上しております。その内訳は、第1目 延滞金で1万6千円、第2目 過料で1千円となっております。次に87ページ、第2項 償還金及び還付加算金では、転居や死亡などにより、前年度までに納付された保険料に還付等が生じた場合、その相当額を広域連合から受け入れるもので、前年度と同額の105万円を計上しております。その内訳は、第1目 保険料還付金で100万円、第2目 還付加算金で5万円となっております。次に、第3項 雑入では、前年度と同額の2千円を計上しております。予算の内訳は、第1目 滞納処分費で1千円、第2目 雑入で1千円となっております。

続きまして、歳出予算についてご説明を申し上げます。88ページをお願いします。

第1款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費では、新年度は、前年度と同額の180万7千円を計上しております。被保険者証の郵送などの資格管理に係る事務費用でございます。次に、第2項 徴収費、第1目 徴収費では、新年度は197万9千円を計上しております。前年度と比較しまして38万4千円、16.2%の減となっております。減の主な理由しましては、令和2年度におきまして、後期高齢者医療システムの改修業務を実施したことによるものです。また、この費目では、後期高齢者医療保険料の徴収管理に係る電算費用や納付書の作成費、郵送料となっております。

次に、89ページの第2款 後期高齢者医療広域連合納付金です。第1項 後期高齢者医療広域連合納付金、第1目 後期高齢者医療広域連合納付金で、新年度は4億7,986万4千円を計上しております。前年度と比較しまして181万6千円、0.3%の減となっております。一般会計から繰り入れた広域連合の運営に係る事務費負担金1,747万9千円、被保険者から納付される保険料相当額3億9,088万8千円、保険基盤安定負担金7,149万7千円を広域連合に納付するものとなっております。

次に、第3款 諸支出金でございます。第1項 償還金及び還付加算金で、第1目 保険料還付金及び還付加算金で、前年度と同額の105万円を計上しております。

最後に、第4款 予備費でございます。前年度と同額の30万円を計上しております。

以上で、議案第15号 令和3年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算の説明とさせ

ていただきます。よろしくご審議を賜りまして、原案どおり可決賜りますよう、よろしく  
お願い申し上げます。

○伴委員長 説明が終わりましたので、後期高齢者医療特別会計予算について、質疑をお  
受けいたします。 木澤委員。

○木澤委員 一点だけ確認したいんですけども、後期高齢者医療制度については、広域連  
合が運営されているということで、県は保険者にはなっていませんけども、国保のほう  
で徴収強化がされていこうとしている中で、広域連合のほうに飛び火しないかなという  
のが非常に心配なんですけども、短期証の発行とか、資格証の発行というのは、そうい  
う話が出たりとかはしていないのでしょうか。

○伴委員長 安藤国保医療課長。

○安藤国保医療課長 広域連合におきまして、短期証、資格証のことにつきましては、特  
段指示というか、方針の変更とかは聞いておらないということでございますので、従前  
どおりの取り扱いというふうに考えております。

○伴委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伴委員長 これをもって、後期高齢者医療特別会計予算に対する質疑を終結いたします。  
以上で、住民生活部所管に係る予算審査を終わります。

ここで、11時15分まで休憩いたします。

( 午前10時53分 休憩 )

( 午前11時15分 再開 )

○伴委員長 再開いたします。

それでは、都市建設部に係る予算審査を行います。

初めに、第2款 総務費について、説明を求めます。 上田都市建設部長。

○上田都市建設部長 第2款 総務費のうち、都市建設部が所管いたします予算についま  
して、説明をさせていただきます。予算書の50ページをお願いいたします。

第2款 総務費、第1項 総務管理費のうち、都市建設部が所管します第8目 交通  
安全対策費でございます。新年度は743万9千円、前年度と比較して89万6千円、  
10.7%の減となっております。高齢者による交通事故抑制を目的とした高齢者運転  
免許自主返納支援事業を引き続き実施するほか、各交通安全施設の新設及び補修を実施  
してまいります。以上、第2款 総務費のうち、都市建設部が所管します予算について  
の説明とさせていただきます。よろしくご審査賜りますよう、お願い申し上げます。

○伴委員長 説明が終わりましたので、第2款 総務費について質疑をお受けいたします。  
齋藤委員。

○齋藤委員 50ページの下から二つ目の工事請負費600万円となっていますけども、令和2年度は700万円となってまして、100万円減となっているんですけど、今、交通安全が、住民の安心安全ということで、カーブミラーとか歩道の整備だとか、そういうのでかかると思うんですけども、減になった理由というか、これで十分賄えるのかどうか、そこらへんのところを教えてくださいんですけども。

○伴委員長 手塚建設農林課長。

○手塚建設農林課長 令和元年度の実績としましては、道路反射鏡、防護柵、視線誘導灯、区画線等の決算が597万2千円でございます、この実績に対しての予算配分とさせていただきます。なお、昨年度の整備内容につきましては、地元からの要望箇所や道路パトロールにおいて、修繕が必要な箇所については協議等に時間を要するもの以外のものについては、ほぼすべてが対応できている状況でございます。

○伴委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 わかりました。対応できているということで、引き続き安全よろしく願いいたします。以上です。

○伴委員長 ほかにございませんか。 小城委員。

○小城委員 すみません、1点だけ。自主免許、高齢者の返納ですかね、事業でどれぐらいの成果が出て、どれぐらいの当初見込みでというところの差といいますか、結果、どれぐらいの返納率があって、効果というのはあるんですか。

○伴委員長 手塚建設農林課長。

○手塚建設農林課長 運転免許自主返納につきましては、平成30年からの実績でいいますと、平成30年は82件、令和元年は115件、令和2年度、本日現在ですけれども122件の自主返納がございます。予算については昨年分の予算で、足りない部分については流用しながら実施しているところでございます。

○伴委員長 小城委員。

○小城委員 ありがとうございます。引き続きこちらにつきましても、返納しやすい方向でまた周知徹底していただいて、しっかりやっていただきたいと思います。

○伴委員長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伴委員長 これをもって、第2款 総務費に対する質疑を終結いたします。

次に、第5款 農林水産業費について、説明を求めます。

上田都市建設部長。

○上田都市建設部長 それでは、第5款 農林水産業費につきまして説明させていただきます。着席させていただきます。恐れ入りますが、13ページをご覧ください。

農林水産業費全体では、新年度予算額は1億786万1千円を計上しております。前年度と比較して664万4千円、6.6%の増となっております。

95ページをお願いいたします。第1項 農業費、第1目 農業委員会費でございます。新年度は1,171万円、前年度と比較して316万円、21.3%の減となっております。主に、農業委員14名と農地利用最適化推進委員4名の報酬及び活動経費でございます。遊休農地の解消活動など最適化の推進活動に対する報酬の上乗せにつきましては、昨年度の実績に応じて計上しているところでございます。

次に、第2目 農業総務費でございます。新年度は3,220万7千円、前年度と比較して176万7千円、5.8%の増となっております。主に職員の人件費です。

続きまして、96ページをお願いいたします。第3目 農業振興費でございます。新年度は199万6千円、前年度と比較して24万2千円、10.8%の減となっております。主に各種の農業関係団体への補助金でございます。

次に、第4目 土地改良事業費でございます。新年度は4,265万5千円、前年度と比較して655万9千円、18.2%の増となっております。新年度は、三井農道、高安農道の整備に伴う事業費の増、県営事業で実施されます桜池の耐震工事実施に伴う負担金の増となっているところでございます。

続きまして、98ページをお願いいたします。第5目 生産調整推進対策費でございます。新年度は202万8千円、前年度と比較して45万6千円、18.4%の減となっております。食糧自給率の向上のため、麦、大豆、飼料米、米粉等の作物を生産し出荷を行った農業者に対し、転作推進助成金の交付を行ってまいります。

次に、第6目 有害鳥獣駆除対策事業費です。新年度は119万8千円、前年度と比較して8万円、6.3%の減となっております。農作物にかかるイノシシ等被害防止対策事業として実施される、電気柵等の設置に対して補助を行うとともに、斑鳩町猟友会と連携し、イノシシ、カラス、ドバトなどの有害鳥獣の駆除に努めてまいります。

次に、第7目 地域農政推進対策事業費でございます。新年度は332万円、前年度と比較して146万円、78.5%の増となっております。新規就農者確保事業補助金につきまして、対象者が1名増となり、新年度では合計2名の新規就農者に対して補助

金の交付を行ってまいります。

続きまして99ページをお願いいたします。第8目 遊休農地解消総合対策事業費でございます。新年度は52万3千円、前年度と比較して1千円、0.2%の減となっております。農業委員会において遊休農地の実態調査を実施し、遊休農地所有者へ意向調査を行いながら、解消に向けた取り組みを行うとともに、斑鳩ブランドに認定された菜種油や黒米に引きつづき実証展示圃で栽培し、農作物の栽培サポーター、幼稚園・保育所の園児によるじゃがいもの掘り取り体験を実施し、農業に関心を持っていたり、機会づくりの提供に努めてまいります。

次に、第9目 環境保全活動等支援事業費でございます。新年度は785万円、前年度と比較して80万1千円、11.4%の増となっております。国の直接支払交付金事業として、地域ぐるみで農地や農業用施設などを守る共同活動に対して支援を実施しており、稲葉車瀬地区、岡本地区、高安地区、法隆寺地区の4地区に加えて新たに実施される新家地区の計5地区に対して支援してまいります。また、環境保全型農業を実施していただいている稲葉車瀬地区の梨部会に対しても引き続き支援を行ってまいります。

続きまして、第2項 林業費、第1目 林業振興費です。新年度は396万8千円、前年度と同額でございます。前年度に市町村が行う森林整備にかかる費用に充てることを目的に、森林環境譲与税が創設され、町で森林環境基金を創設したことから、その積立金として229万6千円を計上しております。また、基金を活用して森林整備事業を実施するための整備計画策定などに要する委託料156万9千円を計上しております。

続きまして、100ページをお願いいたします。第2目 地域で育む里山づくり事業費でございます。新年度は40万6千円、前年度と比較して4千円、1.0%の減となっております。引き続き、ボランティア団体による下草刈りや不用木除去等に対する活動を支援し、里山林の景観と機能回復を図ってまいります。

以上、第5款 農林水産業費についての説明とさせていただきます。

よろしくご審査賜りますよう、お願い申し上げます。

○伴委員長 説明が終わりましたので、第5款 農林水産業費について、質疑をお受けいたします。 齋藤委員。

○齋藤委員 97ページの12. 委託料の三つ目、慶花池事業整備計画書等作成業務委託料、800万円とありますが、慶花池の整備と思えますけども、あとほかの池ですね、今回この慶花池整備して整備計画をつくりまして、それから工事される。そのほかの池については整備が終わってるのか、それともまだ終わってなくてこれからまた実施



する予定があるのか、その辺の今後の予定を教えてくださいませんか。

○伴委員長 手塚建設農林課長

○手塚建設農林課長 慶花池のこの事業につきましては、耐震補強工事の実施でございます。耐震補強につきましては、今現在、斑鳩町で19の防災重点ため池が位置付けられてるんですけども、その19の防災重点ため池の耐震調査を行い、耐震性が確保されていないため池については、耐震性工事を実施していくという計画でございます。今現在、一番当初に耐震調査をした桜池について来年度から工事の実施を行う予定でございます。慶花池につきましては、現在その計画書の作成業務自身の国の補助がまだ採択されていない状況でございます。ほかのため池につきましては順次耐震調査を行いながら耐震性が確保されていないため池につきましては、国の補助金を活用しながら工事の実施を考えていきたいと考えております。

○伴委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 ということは19のため池があって、それで桜池は工事が進む、それから慶花池はこれから計画を立てて工事を進めていく。ということは、残りのため池はこれからも順次進めていくのか、もう終わってるのか、その辺のところ教えてくださいませんか。

○伴委員長 手塚建設農林課長。

○手塚建設農林課長 19のため池のうち、いかるが溜池、毛無池、天満池の三つにつきましては耐震性調査を行って、もう耐震性が確保されてるという結果が出ております。それ以外のため池については、これから耐震調査を行いながら耐震性が確保されていなければ事業の実施を行っていくという計画でございます。

○伴委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 ということは、これから計画書つくって、委託してということは、耐震性というのはあと5年とか10年とかそのぐらいのスパンで見ていくんでしょうか。

○伴委員長 手塚建設農林課長。

○手塚建設農林課長 まず耐震調査につきまして実施していくこととなります。耐震調査につきましても現在国の補助を活用しながら実施してるところであり、今年度、国の3月補正で2つのため池を要求させていただいておりますが、なかなか全てのため池をすぐに耐震調査というのは1か所当たり600万円もかかりますし、国の補助が全てが全て配分されるわけでもございませんので、耐震調査自身、時間もかかっていると思いますが、それと並行して耐震性のないため池につきましても補助の要望を行ってきたい。また、耐震性が確保されずに事業に時間がかかる場合につきましては、ため池管理者に

減水管理をお願いしながら事業の実施まで待つていただくという形になります。

○伴委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 わかりました。ありがとうございます。

それから、同じく97ページの18、負担金補助及び交付金のところで、二つ目ですけども、町単独土地改良事業補助金710万円とありますけども、令和2年度872万円ということで若干減っておりますけども、町単独という土地改良費というのは具体的にはどのようなものなんでしょうか。

○伴委員長 手塚建設農林課長。

○手塚建設農林課長 こちらにつきましては、水利組合や土地改良区が行う農道や水路、ため池等の農業用施設に関する事業でございます、それに対し町が補助を行う補助制度でございます。これにつきましては斑鳩町土地改良事業補助金交付規定に基づき補助金を交付するものでございます。

○伴委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 ということは、条例に基づいて町単独でやってるというふうなことでよろしいんでしょうか。

○伴委員長 手塚建設農林課長。

○手塚建設農林課長 水利さんが行う地元の工事に対して2分の1の補助を行うという規定でございます。

○伴委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 ありがとうございます。

続きまして、99ページの18、負担金補助及び交付金のところの二つ目、新規就農者確保事業補助金300万円というところで、先ほど部長から説明がありましたとおり、2名が手を挙げてるということで300万円ということですが、就農者というのは今、休耕田とかいろんなありまして、なかなか後継者がいないとかいうことで難しい面があると思いますけども、就農されてる人数というのは減ってるのか、それとも現状維持になってるのか、そのようなところを教えてくださいませんか。

○伴委員長 手塚建設農林課長。

○手塚建設農林課長 新規就農者といいますが、今回こちらのほうにつきましては50歳未満の所得が350万円未満の方へ対する国の補助制度でございます。その補助制度に乗った方につきましては町のほうで把握はしてるんですけども、それ以外で新規で就農してる方についてはちょっと町のほうで把握しておりませんが、この補助金ベースの

実績でいいますと平成25年に1人の方が就農いたしております。26年にもまたさらに1人の方が就農されております。28年度ではまた違う方が就農されております。そして令和元年度でも新たに1人の方が就農されており、令和3年度につきましてはまた新たな方の就農を予定してるところでございますので、毎年までとは言いませんが二、三年に1人程度新たに就農されてるという状況でございます。

○伴委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 ということは今50歳未満でという話がありましたですけども、若い世代で後継者でなくて新たに就農されるというような形なんですか。

○伴委員長 手塚建設農林課長。

○手塚建設農林課長 親元就農等もございまして、中には。そして、サラリーマンから農業に転職された方もおられまして、新たにというのが親元就農等を含めて、さまざまございまして、50歳未満で、自分で独立しながら農業をやっていくという方という認識でご理解いただけたらと思います。

○伴委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 ということは土地は新たにというか、土地がなかったら借りて新たに就農するという方ということですか。

○伴委員長 手塚建設農林課長。

○手塚建設農林課長 親元就農の方につきましては、親の農地を子どもさんに名義変更を変えたり、使用貸借をしたりというようなことですが、親元就農でない方につきましては、新たに農地を中間管理機構等々で斡旋しながら農地を新たに借りておられるというのが実情でございます。

○伴委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 ありがとうございます。

続きまして、そのページの18番、負担金補助及び交付金のところで、農業多面的機能支払交付金とありますけども、これも昨年度にここに書いておりますけども、具体的にはどういうふうな支援金、交付金なんですか、教えてもらえないでしょうか。

○伴委員長 手塚建設農林課長。

○手塚建設農林課長 こちらにつきましては、農業多面的機能支払交付金につきましては、近年過疎化や高齢化、住宅等の混住化により農村の衰えが進んでいることから、農家等を中心に活動組織を立ち上げ、水路や農道、溜池などの資源を守る活動を促進するという経費を助成しているところでございます。この経費につきましては、国県町の補助で

ございます。現在、稲葉車瀬地域で稲葉車瀬資源守り隊、岡本地域でゆうゆうの里岡本、高安地域で高安地域保全会、いかるが溜池地域でいかるが溜池保存会の4団体がこちらの補助を活用しながら活動を実施しておられます。令和3年度におきましては新家地区がこの事業に取り組むということで予算につきましては増額となっております。

○伴委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 その地区の何人かが集まってグループをつくって、それで水路の草刈りをしたり、それから水路の流れをよくしたり、そういうふうな改善をするための交付金ということで理解してよろしいでしょうか。

○伴委員長 手塚建設農林課長。

○手塚建設農林課長 基本的にはこちらの事業は、もともと地域の水利組合さんとか農家の方が農業用で使う水路につきましては土砂上げ等を行っておられます。農道等につきましては農道に対して碎石を散布したり行っておられます。そういったもともと行っている事業に対して、非農家の方とか、いろんな方をその団体に入れて、農家だけじゃなくてほかの力も借りながら、従来どおりの農村地域のそういった環境を守っていくという事業で、それに充てるための経費でございます。

○伴委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 それは、かかった費用の何割とかというふうな形でやるのか。例えばこんな事業をやるから20万円お願いしますみたいな形でやるのか。どのような形で交付金というのは出てるのでしょうか。

○伴委員長 手塚建設農林課長。

○手塚建設農林課長 こちらの事業につきましてはいろいろなメニューがあるんですけども、農地の維持支払といいまして、農地の草刈りとか水路の清掃等にかかる事業、そして資源向上支払交付金という、資源を皆さんで水路を守っていくのにそれにかかる原材料費にかかる費用、それで資源向上支払長寿命化、自分たちでできない、業者さんに委託しないとできないというような事業、この3階建てに分かれておりまして、各それぞれ1階建てにつきましては10aあたり3千円、2階部分につきましては10aあたり2,400円、3階建て部分につきましては10aあたり4,400円、その地域に存在する農用地面積に対して、この単価をかけた金額が交付されるというものでございます。

○伴委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 わかりました。ありがとうございます。

○伴委員長 ほかございますか。 木澤委員。

○木澤委員 遊休農地の関係になるかなと思うんですけど、先日、町の広報で貸農園をまた新たに募集されていたと思うんですけども、申込み状況と、あと貸農園ではないマッチングですね、団体の方がやっていただけるという話を以前してたと思うんですけど、そちらのほうの状況をちょっと教えてもらえますか。

○伴委員長 手塚建設農林課長。

○手塚建設農林課長 昨年につきましては、空き区画に対して全ての区画が埋まっている状況でございます。今年度、今現在新たに募集を行っております。その募集状況につきましては稲葉車瀬で5区画、阿波で3区画、合計8区画の空きが出ましたので、現在募集を行っており、現在数名の方が申込みに来られています。そして、新たにということで昨年度民間の貸農園等について調査させていただいて、幹旋といいますか、斑鳩町の貸農園以外にもどういったところがありますかというお問合せ等々に対して、この地域でこういったところがございますよという紹介をさせていただいております、実際そちらで契約されたかどうかまでは把握はしておりません。幹旋はさせていただいております。

○伴委員長 木澤委員。

○木澤委員 最終的にどうしはるかはその本人さん次第ですけど、そのやっぱり追跡というんですかね、その実績がどうなったのかっていうのも今後ちょっと把握できるようにしていただければなというふうに思いますのでお願いしておきます。

○伴委員長 ほかがございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伴委員長 これをもって、第5款 農林水産業費に対する質疑を終結いたします。

次に、第7款 土木費について、説明を求めます。 上田都市建設部長。

○上田都市建設部長 それでは、第7款 土木費につきまして、説明をさせていただきます。着席させていただきます。恐れ入りますが、先に13ページをご覧ください。

土木費全体では9億5,281万6千円を計上いたしております。前年度と比較して1億5,607万2千円、19.6%の増となっております。

それでは、103ページをお願いいたします。まず、第1項 土木管理費、第1目 土木総務費でございます。新年度は5,215万3千円、前年度と比較して359万1千円、7.4%の増となっております。主に職員の人件費でございます。また、国土調査法に基づく地籍調査の実施に伴い、地籍調査事業計画策定業務委託料として260万円を計上いたしております。

続きまして、105ページをお願いいたします。第2項 道路橋りょう費、第1目

道路維持費でございます。新年度は6,341万2千円、前年度と比較して155万4千円、2.5%の増となっております。通学路の安全対策として実施しておりますグリーンベルトの設置では、国庫補助金を活用し、通学路安全点検等で要望がある路線につきまして順次着手してまいります。そのほか道路肩の草刈りに要する経費など、道路を適正に維持管理する経費を計上いたしております。

次に、第2目 道路新設改良費でございます。新年度は6,525万5千円、前年度と比較して4,875万5千円、295.5%の増となっております。道路の新設改良事業におきましては、国庫補助金を活用し継続的に取り組んでいる町道437号線・目安堤防線道路、岡本循環道路、他4路線の整備を計画的に進めてまいります。

次に、106ページをお願いいたします。第3目 橋りょう維持費でございます。新年度は1,600万円、前年度と比較して50万円、3.0%の減となっております。橋りょう定期点検事業につきましては、国庫補助金を活用し新年度は9橋の点検経費を計上いたしております。また、補修時期の分散化、毎年の事業費の平準化を図るため、国庫補助金を活用し補修することが望ましい橋りょう4橋の補修設計業務委託に必要な経費を計上いたしております。

次に、第3項 河川費、第1目 河川総務費でございます。新年度は438万1千円、前年度と比較して46万5千円 11.9%の増となっております。自治会等、地域で行う水路の清掃や水路改修についての補助金等を計上しており、身近な水路の管理を支援してまいります。

次に、第2目 治水対策費でございます。新年度は1,250万円、新年度からの新規事業となっております。新年度は、内水被害による家屋浸水被害解消に向け奈良県平成緊急内水対策として貯留施設の整備にかかる測量設計業務の実施に要する委託料1,250万円を計上いたしております。

次に、第3目 河川改良費でございます。新年度は50万円でございます。町内の浸水常襲地域の浸水被害解消に向け水路改修工事を実施いたします。

続きまして、107ページをお願いいたします。第4項 都市整備費、第1目 都市計画総務費でございます。新年度は6,650万円を計上いたしております。前年度と比較して1,339万2千円、16.8%の減となっております。予算の主なものとしまして、職員の人件費のほか、いかるがパークウェイ事業の整備促進にかかる経費、JR法隆寺駅南北自由通路及び駅前広場の維持管理経費、既存木造住宅耐震診断支援事業費、既存木造住宅耐震改修支援事業費、ブロック塀等撤去支援事業費、県との連携に

よるまちづくりの推進にかかる経費を計上いたしております。

まず、いかるがパークウェイ事業についてであります。岩瀬橋西詰めから三室交差点までの三室・紅葉ヶ丘区間において、整備工事が順次進捗している状況であり、昨年の8月1日に、三室交差点部分が完成し、引き続き、完成形に向けた工事が進められているところでございます。また、法隆寺線の交差点から県道大和高田斑鳩線までの五百井・興留区間への事業延伸につきましても、用地取得が継続的に進められており、埋蔵文化財発掘調査につきましても、順次進められているところでございます。

次に、災害に強い安全、安心のまちづくりを推進するため、住宅等の耐震対策について、引き続き、既存木造住宅に対する耐震診断、耐震改修、耐震シェルター設置に要する費用について助成してまいります。また、ブロック塀等の解体撤去に要する費用については、期限を令和8年3月末まで延長し、引き続き助成してまいります。

次に、県との連携によるまちづくりの推進といたしまして、奈良県とのまちづくりに関する包括協定に基づく、まちづくり基本構想の策定を引き続き進めますとともに、計画等の実効性の向上、事業の効率的・効果的な推進を図るため、JR法隆寺駅周辺整備事業等に係る基礎調査を実施してまいります。

次に、109ページ 第2目 下水道費でございます。5億5,150万円 前年度と比較し1,810万円、3.4%の増でございます。下水道事業会計への補助金でございます。詳細は下水道事業会計によりご説明させていただきます。

次に、第3目 都市下水路費でございます。新年度は250万2千円、前年度と比較して3万3千円、1.3%の減となっております。主に都市下水路の浚渫等に要する費用でございます。

次に、第4目 公園費でございます。新年度は1,405万1千円を計上しており、前年度と比較いたしまして49万1千円、3.6%の増でございます。予算の主なものといたしましては、公園施設の維持管理に必要な草刈業務や清掃業務、遊具の点検等にかかる委託料、公園遊具の維持補修等に要する経費を計上し、快適で安心してご利用いただけるよう適正な維持管理に努めてまいります。

次に、110ページ、第5目 都市計画審議会費でございます。新年度は、都市計画審議会の委員報酬として12万円を計上しており、前年度と比較しまして12万円、50%の減となっております。2回の審議会の開催を見込んでいるところでございます。

次に、第6目 開発指導調整費でございます。新年度は16万4千円を計上しております。前年度と比較いたしまして6万4千円、28.1%の減となっております。関係

諸法令等に基づく開発指導調整事務及び屋外広告物掲出の許可事務や違反広告物簡易除却などに要する経費を計上いたしております。

次に、第7目 景観保全対策事業費でございます。新年度は1,014万7千円を計上しております。前年度と比較しまして360万1千円、26.2%の減となっております。主な内容として、景観計画の運用に係る景観審議会委員の報酬や、コスモス栽培、レンゲ栽培にかかる景観形成作物栽培の推進にかかる経費、緑化の推進として小学校へ入学記念や町のイベントなどにおける苗木の配布等にかかる経費、また、法隆寺周辺における歴史的建造物等の修景整備事業の助成にかかる経費等を計上いたしております。

次に、111ページをお願いいたします。第5項 住宅費 第1目 住宅管理費でございます。新年度は9,363万1千円、前年度と比較して8,782万6千円、1,512.9%の増となっております。新年度は、斑鳩町町営住宅長寿命化計画に基づき、町営長田団地B棟への改修工事に伴う設計委託及び長寿命化改修工事を実施してまいります。その他、各町営住宅の維持管理に要する経費を計上いたしております。

以上、第7款 土木費についての説明とさせていただきます。よろしくご審査賜りますよう、お願い申し上げます。

○伴委員長 ここで1時まで休憩いたします。

( 午前 11時49分 休憩 )

( 午後 1時00分 再開 )

○伴委員長 再開いたします。

小城委員が席に戻られておりませんが、ここで再開いたします。

次に、第7款 土木費について、質疑をお受けいたします。

○伴委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 104ページの12番、委託料のところですけども、地籍調査業務委託料としてあがっておりますけども、この前の委員会で聞きましたら、場所は田畑のようですけども、住宅地からやったほうが住宅の売買とかそういうのでいいんじゃないかなと思うんですけども、どうして田畑から始めるのか教えてもらいたいですけど。

○伴委員長 手塚建設農林課長。

○手塚建設農林課長 宅地から進めない理由といたしましては、法務局自体で主体で実施される不動産登記法第14条に規定する地図作成業務では平成25年度から令和元年度までに、斑鳩町の市街化区域を中心に実施されております。町内全体の市街化区域面積418ヘクタールのうち155ヘクタールにつきましては、この14条地図で実施され



地図のほうが作成されております。一方、町内の市街化調整区域、とりわけ農地部分の地図作成は全く進んでいないことから、市町村主体で実施する地籍調査の着手につきましては、まず農地から対象としたところがございます。

○伴委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 この地区を9年間でやるということでお話ありましたんですけども、このペースでいったらそれこそもう100年、200年とかというスピードでなってくるんじゃないかなと思うんですけども、スケジュール感というのはどのような感じで進められるのか教えてもらえませんかでしょうか。

○伴委員長 手塚建設農林課長。

○手塚建設農林課長 確かに委員のおっしゃるとおり、第7次国土調査事業10か年計画においては22ヘクタールは少なく感じるかもございませんが、国・県の補助、地方交付税措置を考えれば市町村の実質負担は5%ではありますので、もっと大きな面積を実施してはということになるかもしれません。しかし、この業務を進める人件費については補助はございません。今まで当町が当該事業を見送っていたのも、人件費について大きな理由がございました。そこで町職員がどれだけの業務を行うかについてですが、業務自体は業者への委託を行います、町職員の業務も委託業者と重複する部分がございますが、作業の準備、対象地区すべての相続人調査や戸籍の調査、地元説明会の開催、境界の立ち合い、境界時のクレーム対応等、受注者への発注作業、成果品の検査等、すべてが委託業者へ頼めるものではございません。また、地籍調査を第7次から初めて実施するというので、知識も経験もない状況ですので、まずはこの面積の業務が妥当ではないかと考え実施していきたいと考えております。今後、その後の第8次以降につきましては可能な範囲で面積を拡大して実施してまいりたいと考えているところです。

○伴委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 ありがとうございます。

続きまして、106ページですけども、16番、公有財産購入費の道路整備用地とありますけども、やはり道路が狭いとか広げてほしいとかというような話がありますけども、ひとつはどこの道路を整備した土地なのか教えてもらえますでしょうか。

○伴委員長 手塚建設農林課長。

○手塚建設農林課長 令和3年度の道路新設改良工事につきましては、現在6路線を計画しておりますが、そのうち公有財産に関する4路線の予算要求をこちらで行っております。詳細につきましては岡本循環道路、目安堤防線道路、興留5丁目地内道路、町道3

01号線、ちょうど東小学校の西側に位置する道路でございます。こういった道路を計画しておるところでございます。しかし、この事業につきましては国の補助金を活用して事業を執行する予定でございますので、国の補助金が付かない場合には事業が未執行になる可能性がございますので、よろしくお願いいたします。

○伴委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 大和川の堤防道路については、あそこを早くつなげてほしいと、つなげてほしいというか拡張してほしいというふうな話をよく聞きますけども、具体的には完成はどのぐらいのスケジュール感で完成することなんでしょうか。

○伴委員長 手塚建設農林課長。

○手塚建設農林課長 現在、目安堤防道路につきましては、大和川河川事務所と河川占用協議のほう为难航していることから、進めることが難しい状況となっておりますので、ちょっと完成がいつまでというのはお答えはしにくいところでございます。しかし、今年度につきましては、測量設計業務を実施しながら河川協議が前向きに進むよう現在協議を行っているところでございます。こういった中、河川協議と並行して、来年度からは県道側、県道のほうから整備を進めるように現在考えておるところでございます。それに伴い拡幅に当たり北側農地の用地買収を現在考えてるところでございます。

○伴委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 県道側つくるときに、あそこすごい崖みたいになってますので、あそこにあのままじゃなくて、ガードレールみたいな、車が落ちないような、そういうのも考えておられるんでしょうか。

○伴委員長 手塚建設農林課長。

○手塚建設農林課長 ガードレール等につきましては河川管理者の占用が必要となりますことから、今、この場であそこにガードレールを設置できるかどうかというのはお答えは差し控えさせていただきたいんですけども、当然拡幅をしていきますので十分対向できるだけの幅員も確保しながら整備を考えておりますので、柵がなくても十分行き来ができるような整備を考えていきたいと考えております。

○伴委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 ありがとうございます。安全な道にさせていただきますようお願いいたします。

続きまして、108ページですけども、委託料の下から二つ目、まちづくり連携協定計画等策定とありますけど、これは早く、法隆寺駅周辺のまちづくりを進めていただきたいというふうな話がありまして、電柱の地中化とか、道路が狭いとか、法隆寺まで行

く北側は斑鳩町らしくないとか、いろんな意見を聞きますけども、具体的にどのように進められているのか、今現在の状況、もしくは今後どのように進めていくのか教えてもらいたいと思います。

○伴委員長 真弓都市整備課長。

○真弓都市整備課長 駅周辺の関係ですけれども、2月の担当常任委員会でもご説明させていただいたところですが、現在基本構想の段階、第1段階の基本構想の策定のほうが時間をちょっと要しております、まだ策定中でございます。電線・電柱の地中化でありますとか、周辺道路の整備、どのようになっていくのかというご関心は高いところとは思いますが、構想ということですので、まだ大きな括りの段階でございますので、まだどのようかというところはお示しできないところではありますけれども、できるだけ早く策定のほうはしてまいりたいというふうに考えております。

○伴委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 ぜひ早く進めていただきますようお願いいたします。

それから、そのページの108ページの18番、負担金補助及び交付金のところですけども、耐震診断とかシェルターとあってありますけども、これは現在どのぐらいの申込みがありますでしょうか。

○伴委員長 真弓都市整備課長。

○真弓都市整備課長 耐震診断で申しあげます。過去3年間ですけれども、平成30年度では15件の募集に対し8件、執行額は40万円ございました。令和元年度では15件の募集に対し2件、執行額は10万円ございました。令和2年度、本年度でございますが15件の募集に対しまして4件、20万円の執行という状況でございます。

○伴委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 ということで、若干予算も減っているということだと思いますけども、この耐震診断について、もしくは改修支援のほうに結び付くように、PR、引き続きお願いしたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

110ページの同じく18番、負担金補助及び交付金のところの一番上、まちなか観光景観形成事業補助金とありまして、これを見ますと令和元年度は1,600万円、令和2年度が900万円、令和3年度は600万円とあって、どんどん補助金が減ってますけれども、これはどのような景観の整備で、補助事業に申込みがないから減ってるのか、どのようなことなのか教えてもらえますでしょうか。

○伴委員長 真弓都市整備課長。

○真弓都市整備課長 まずこの補助の内容でございますけれども、景観的な模様替えでありますとか、リニューアルでありますとか、そういったときに修景に値するものに関しては支援をしてるといようなことでございます。補助の申請ですけれども、これは募集方式でございますので、先ほどおっしゃいましたように要望がない場合もございます。実績で申しあげますと平成30年度では1件、152万7千円の執行でございました。令和元年度では2件、913万8千円ということで、それから令和2年度につきましてはゼロでございました。ですので、この修景といいますか、こういった個人さんのご負担もございすために、基本的にはいわゆる補助限度額で何件かを想定して予算化していくというやり方をしていますので、去年が900万円、今年が600万円ということでございますけれども、今年度に関しましては2件を想定しておりますけれども、1件の方につきましては実施がほぼ確定的だということが聞き取りができましたので、その方の方につきましては実質額に近い状態で盛り込めたというところで、600万円と結果的になったということでございます。昨年の場合ですと、結果的にゼロでありましたけれども、3件の想定をしておりましたけれども、これはもう限度額でわかりませんでしたので限度額で3件分を抑えていたと。結果的にはお申込みがなかったという、そういったことになっておりますので、多少増減というのは出てきておりますけれども、そういった事情でございますのでよろしくお願いいたします。

○伴委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 そもそも、まちなか観光景観形成事業というのはどのような事業なのか教えてもらえないでしょうか。

○伴委員長 真弓都市整備課長。

○真弓都市整備課長 先ほど申しあげました、例えば家の外壁、屋根でありますとか、そういうのをやりかえますという場合に、いわゆる和風建築というんですかね、お寺周辺でしたら、そういった修景に値するような模様替えといいますかね、というのをされた場合にそれに対して助成するというものでございます。

○伴委員長 暫時休憩します。

( 午後 1時14分 休憩 )

( 午後 1時15分 再開 )

○伴委員長 再開します。

齋藤委員。

○齋藤委員 わかりました。ありがとうございました。

もうひとつだけお願いします。111ページの一番下のところです。公営住宅長寿命化設計業務委託料とありますけども、来年度、長田住宅団地を改修するという話がありますけど、ほかの団地は改修は終わったんでしょうか。それともこれからまだ手を付けなければならない団地があるのか教えてもらえないでしょうか。

○伴委員長 手塚建設農林課長。

○手塚建設農林課長 こちらの長寿命化計画にのっております住宅といたしましては、追手団地、長田A棟、長田B棟と目安北団地の4棟が対象となっております。追手団地につきましては去年完了いたしております。そして、長田A棟につきましては順調にいけば来年に測量設計、再来年に工事を予定しております。目安北につきましてはまだ建物が新しいため長寿命化の必要がございません。

○伴委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 再来年にほぼめどがつくということによろしいですね。

○伴委員長 手塚建設農林課長。

○手塚建設農林課長 そうでございます。

○伴委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 ありがとうございます。以上です。

○伴委員長 ほかにございませんか。 奥村委員。

○奥村委員 予算の概要の51ページの真ん中の段の平成緊急内水対策事業の実施というところですけども、これは法隆寺1丁目かなと思うんですけども、河川への急激な流出を抑制し、浸水被害の軽減を図るため貯留施設を整備するというところで、令和3年度では整備地の測量設計を行うという段階ですけれども、防災・減災という面から見たらこれはすごく大きなことだと思うんですけども、測量設計の段階ですので確かなことはということですけども、大体何年ぐらいのスパンでこれは完成ができるというふうな目測はございますでしょうか。

○伴委員長 手塚建設農林課長。

○手塚建設農林課長 現在この事業につきましては候補地の選定、施設の予備設計につきまして、奈良県の郡山土木で実施していただいているところでございます。来年度につきましては町のほうで平板測量、用地測量、護岸の詳細設計を検討しているところでございます。令和4年につきましては事業用地の取得、令和5年度につきましては貯留施設の設置工事を予定しております、補助金の付き方にもよりますけども、スムーズにすべていけば令和5年に事業自身、完成する予定でございます。

○伴委員長 奥村委員。

○奥村委員 ありがとうございます。内水対策というのが今非常に大事で求められてるところですけども、斑鳩町内でほかにもやはりこの内水対策が必要であろうと思われるようなところというのはございますでしょうか。今後の計画として。

○伴委員長 手塚建設農林課長。

○手塚建設農林課長 基本的には、三代川の流域で三代川自身がいろいろ浸水被害等々ございますので、三代川流域で、この平成緊急内水対策で全てが解消するかどうかというのもございますけども、三代川流域で今後も引き続き考えていきたいと考えております。

○伴委員長 奥村委員。

○奥村委員 ありがとうございます。防災・減災という意味から見たら非常に大きなことかなと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

それと、もう1件、予算書の110ページの7節、コスモス関係で質問したいんですけども、コスモス、例年秋になったら、おとしはちょっと非常に残念だったんですけど、去年とか非常にきれいにしていただいたんですが、やはりコスモスも本当に目に付くところにきっちりと、映えるところにしっかりと咲かせていただきたいなと思うんですけども、このあたりもうあまり人目がないところはもういいのかなとか思ったりするんですけど、いかがでしょうか、そこら辺、ここは重点してしっかりとしようとか、ここはもう今回はいいとか、そういう考えは、計画というかがいかがでしょうか。

○伴委員長 真弓都市整備課長。

○真弓都市整備課長 町でもそのあたりは課題として認識しておりまして、2年程度の時間をかけまして団地化・集約化をしてまいりたいと考えております。最終的な目標としましては、法起寺周辺の面的な部分に集約させたいというふうには考えております。今おっしゃったとおり、かなりぼつぼつというところも現実としてはございます。現在の方法といいますのが一定レベル、このエリアでお願いしますというのを相談させていただいて、そこからは手上げ方式でここをやりたいよというお話に応じてやっていくというやり方になっておりますので、どうしても集まらないという場合もやっぱり生じております。そのあたりもありましたので、結局なかなか法隆寺地区、東里地区、三井地区等々を見ますと、かなりぱらぱらというところが否めないというところもございますので、そういったことで今検討をしてるところでございます。そのあたりも含めまして、今年度の予算というのにも組んでいるというところでございます。

○伴委員長 奥村委員。

- 奥村委員 やっぱり斑鳩町の秋といえばコスモスということで、非常に有名にもなっておりますので力を入れていただければなと思っております。よろしく願いいたします。
- 伴委員長 ほかにございませんか。 木澤委員。
- 木澤委員 予算書の109ページのブロック塀の撤去の補助金ですけど、先日も担当常任委員会で、これ計画5年延長していただくということで引き続き補助金を出していくよと。さらにその手続的なものを簡素化して、制度を利用しやすいようにいただくという工夫を凝らした上で、改めて実施するというお考えは聞かせていただいたんです。それはそれで新年度予算計上して様子を見ていこうと思ってるんですけど、ただこれまで実績がなかなかなかったということで、その金額については当初計画延長するにあたって引き上げるどうこうっていう検討はされたのかなというふうに思いますが、そこはいかがでしたでしょうか。
- 伴委員長 真弓都市整備課長。
- 真弓都市整備課長 この事業にあたりまして国等の補助も活用してるところでございます。ですので、1件10万円という金額いがかというお話だと思いますけれども、基本的にはこれを上げていくというのは難しいのではないかとこのところでございます。それに加えて、今回、町は延長のほう決定いたしました、奈良県は今のところ延長しないというふうに聞いておりますので、実は町負担のほうは2倍に増えてまいります。そういった事情もございまして、そのあたりはなかなか難しいところではないかというふうには思っているところでございます。
- 伴委員長 木澤委員。
- 木澤委員 国のほうで規定があって上限1件10万円というのは定められているものなんでしょうか。
- 伴委員長 真弓都市整備課長。
- 真弓都市整備課長 完全に10万円で頭打ちというわけではございませんけれども、やはりこれまでの流れもございまして、町でそれを増やしていくというような方針になればあれですけども、今のところそういった考えはないというところでございます。
- 伴委員長 木澤委員。
- 木澤委員 令和3年度は今というか改めて現状でようすをみていく必要あるかなというふうに思いますが、最終的にその100万円予算組んで、その残り具合ですね。実績を見て、やっぱり少ないようでしたら金額を引き上げてやっぱりブロック塀撤去していただくということのほうは効果的なんじゃないかなというふうに思っていますので、これ

はまた令和3年度の実績を見て、決算のときにでも議論させていただきたいなと思いませんけど、やっぱりせつかく制度延長するんですから、有効に活用していただけるような形で今後も検討を続けていっていただきたいなというふうに思います。

それと、今度予算書の112ページですけれども、興留東団地の解体工事で予算計上されてますけど、これの中身ちょっと教えてもらえますか。

○伴委員長 手塚建設農林課長。

○手塚建設農林課長 現在、興留東団地につきましては耐震性が確保されておりません。ほかには正隆寺団地、高塚団地の団地がございます。こういった団地につきましては耐震性のある住宅への転居をお願いしておるところでございます。この中で今年度、再度入居者への転居のお願いを行いました結果、興留東団地の1件の方から目安北団地へ転居してもいいというお話がございましたので、転居後の興留東団地1件の解体を予算計上しているところでございます。

○伴委員長 木澤委員。

○木澤委員 そうすると、あと興留東団地でいうと何世帯の方が残ってらっしゃるんでしょうか。

○伴委員長 手塚建設農林課長。

○手塚建設農林課長 6世帯の方がまだおられます。

○伴委員長 木澤委員。

○木澤委員 これ結構前からやっぱり興留東団地自体、耐震性がないということで、以前からお願いはしてきたと思えますけど、やっぱり改めてその働きかけを継続していただくということが大事だなというの今回思いましたので、残りの方もあきらめるということとをせずに、積極的に働きかけのほうをよろしくお願いしたいと思えます。

○伴委員長 ほかにございませんか。 小城委員。

○小城委員 予算書の106ページの河川費のところ、以前、一般質問もさせてもらったとは思いますが、三代川愛護会と負担金出されてまして、その後、郡山土木さんとのような話になって、どういう計画で雑草処理といいますか、してもらえる話になったのか、わかる範囲でいいので教えていただいてもいいですか。

○伴委員長 手塚建設農林課長。

○手塚建設農林課長 三代川愛護会につきましては、会の存続がなかなか継続していくことが難しいということで、今年度書面にて会を存続するかどうかというのを皆さんにお伺いした結果、存続は難しいという結論に至りました。そういったことで、今まで三代



川愛護会で草刈り等を行っていた区域につきましては、当然河川の堤防ですので郡山土木に管理していただかなければいけない区域になりますので、郡山土木に対しては、今まで三代川愛護会で管理していた部分につきましては、来年度草刈りを行っていただくよう要望しているところでございます。

○伴委員長 小城委員。

○小城委員 ありがとうございます。引き続き、郡山土木さんにしっかり話していただいて、町から持ち出し等々ないように、しっかりと話して、もともと河川は県のもので、その辺よろしく願いいたします。

あと、予算書の110ページの景観保全対策のところ、多分この景観作物栽培業務委託料のところ、これ多分三角地とかのところの植物もこの中に入ってるんですかね。中宮寺前とか、ああいう三角地も入ってるんですかね。

○伴委員長 真弓都市整備課長。

○真弓都市整備課長 景観作物栽培業務委託料につきましては、先ほどのコスモスの関係で出してる分で、ここではございませんで、通常の草刈り等の委託の中と、それからボランティア団体さんがご活躍いただいております、その方々に花苗でありますとかいうのを現物をご提供してるという状況でございます。

○伴委員長 小城委員。

○小城委員 わかりました。その点で作物のことですのでなかなかきれいにならなかったりというところは住民さんからいろいろ話も聞きますので、その辺しっかり町でも見ていただいて、できる限り景観を保てるようによろしく願いしておきます。以上です。

○伴委員長 ほかにございせんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伴委員長 これをもって、第7款 土木費に対する質疑を終結いたします。

続きまして、議案第16号 令和3年度斑鳩町水道事業会計予算についての審査を行います。

理事者の説明を求めます。 上田都市建設部長。

○上田都市建設部長 それでは、議案第16号 令和3年度斑鳩町水道事業会計予算につきまして、ご説明申しあげます。

まず、はじめに、議案書を朗読いたします。

議案第16号

令和3年度斑鳩町水道事業会計予算について

標記について、地方自治法第211条第1項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和3年3月1日 提出

斑鳩町長 中西和夫

それでは着席させていただきます。

予算書の1ページをお願いいたします。予算総則を朗読いたします。

令和3年度斑鳩町水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度斑鳩町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1. 給水戸数	11,416	戸
2. 年間給水量	3,050,000	m <sup>3</sup>
3. 一日平均給水量	8,356	m <sup>3</sup>
4. 主要な建設費	220,000	千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりとする。

収 入

第1款 水道事業収益	786,373	千円
第1項 営業収益	705,179	千円
第2項 営業外収益	81,193	千円
第3項 特別利益	1	千円

支 出

第1款 水道事業費用	785,752	千円
第1項 営業費用	746,258	千円
第2項 営業外費用	29,394	千円
第3項 特別損失	100	千円
第4項 予備費	10,000	千円

2ページでございます。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりとする。(資本的収入額が資本

的支出額に対し不足する額153,066千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額12,760千円及び過年度損益勘定留保資金140,306千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入 152,818 千円

第1項 企業債 73,000 千円

第2項 工事負担金 79,818 千円

支 出

第1款 資本的支出 305,884 千円

第1項 建設改良費 220,326 千円

第2項 企業債償還金 85,558 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりとする。第1款 資本的支出、第1項 建設改良費、事業名 公共下水道築造工事に伴う配水管移設工事(16工区-2) 総額、687,000千円、年割額、令和3年度28,000千円、令和4年度40,700万円。事業名 公共下水道築造工事に伴う配水管移設工事(21工区-4) 総額 45,000千円、年割額、令和3年度20,000千円、令和4年度25,000千円。

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりとする。起債の目的、配水設備改良事業、限度額73,000千円、起債の方法、普通貸借又は証券発行、利率3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率) 償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

3ページでございます。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、100,000千円とする。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用する場合は、次のとおりとする。

1. 営業費用と営業外費用の各項の間

(議会の議決を経なければ、流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1. 職員給与費 54,523千円

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、5,000千円とする。

(重要な資産の取得及び処分)

第11条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

1. 取得する資産

配水施設・・・・・・配水管整備等

取水設備・・・・・・取水井戸整備等

令和3年3月1日提出

斑鳩町長 中西和夫

それでは、各費目について、予算の説明書によりご説明を申し上げます。23ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出でございます。まず、収入でございます。第1款 水道事業収益でございます。第1項 営業収益、第1目 給水収益では、前年度より5万3千トン増の283万6千トンの有収水量を見込み6億7,320万円、前年度と比較して1,196万円、18.1%の増となっております。

次に、24ページでございます。第2目 受託工事収益では956万円、前年度と比較して486万円、103.4%の増となっております。増額の主な理由といたしまして、公共下水道整備工事に係ります受託による修繕工事が増加したものでございます。

第3目 その他の営業収益では閉開栓手数料、給水負担金などの収益として、2,241万9千円、前年度と比較して53万円2千円 2.3%の減となっております。

次に、第2項 営業外収益では、第1目 受取利息、第2目 雑収益、第3目 長期前受金戻入では8,119万3千円を計上し、前年度と比較して423万6千円、5.0%の減となっております。

次に、第3項 特別利益、第1目 過年度損益修正益では、過年度の損益処理に伴う

科目設定のため、前年度と同額の1千円を計上いたしております。

次に、25ページをお願いいたします。支出でございます。

第1款 水道事業費用、第1項営業費用でございます。第1目 原水及び浄水費では4億2,777万1千円、前年度と比較して5,592万円、15.0%の増となっております。浄水場を停止し、全て奈良県営水道からの受水に切り替えることとし、浄水場施設の稼働に必要な人件費、消耗費、委託料、26ページでございますけども、修繕費、動力費、薬品費などが減額となっております。その一方、第15節の県営水道からの受水費については3億9,558万2千円、前年度と比較し1億881万2千円、37.9%の増額となっているところでございます。今後、町の浄水場施設の更新費用や設備の修繕に係る費用負担の軽減を図ったものでございます。

次に、第2目の配水及び給水費でございます。5,280万7千円、前年度と比較して1,536万8千円、22.5%の減となっております。前年度に水道管路情報システムの改修等を実施いたしましたことから委託料で減額となっております。

次に、27ページでございます。第3目の受託工事費では1,060万3千円、前年度と比較し590万円、125.5%の増となっております。公共下水道整備に伴う修繕の増でございます。

第4目 総係費では、新年度には6,312万5千円、前年度と比較して579万5千円、10.1%の増となっております。主な内容といたしまして、28ページでございます第13節 賃借料において水道料金システムの更新を予定いたしております。

次に、29ページでございます。第5目の減価償却費では1億8,684万円、前年度と比較して1,044万円、5.3%の減でございます。第6目 資産減耗費では、前年度と同額の510万円、また、第7目 その他の営業費用におきましても、前年度と同額の1万2千円を計上いたしております。

次に、第2項 営業外費用では、第1目 支払利息、第2目 雑支出、第3目 消費税におきまして2,939万4千円を計上し、前年度と比較して796万円、21.3%の減でございます。減額の主な理由は、消費税納税予定額の減によるものです。

次に、第3項 特別損失では、前年度と同額の10万円、また、第4項 予備費では、前年度と同額の1千万円をそれぞれ計上いたしております。

次に、30ページをお願いします。資本的収入および支出でございます。まず、収入でございます。第1款 資本的収入、第1項 企業債では、老朽管更新工事の費用の財源といたしまして7,300万円、前年度と比較して5,300万円、265%の増で

ございます。次に、第2項 工事負担金、第1目 工事負担金では、公共下水道工事に伴う水道移設費用の補償費といたしまして7,981万8千円、前年度と比較して2,337万3千円、22.7%の減となっております。

次に、31ページ、支出でございます。第1款 資本的支出、第1項 建設改良費、第1目 配水設備改良費では2億1,600万円、前年度と比較し1,600万円、8%の増となっております。老朽管更新工事の増加により増額となっております。次に、浄水場設備改良費は、施設の停止により新年度の計上はございません。

第2目 取水設備費では400万円、前年度と比較し200万円33.3%の減となっております。地元水利組合に取水井戸を引き継ぐための整備費用でございます。

第3目 営業設備費では32万6千円、前年度と比較し2万9千円 8.2%の減となっております。量水器、メーターの購入費でございます。

次に、第2項 企業債償還金でございます。8,555万8千円、前年度と比較し462万5千円、5.7%の増となっております。

以上、議案第16号 令和3年度斑鳩町水道事業会計予算についての説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

○伴委員長 説明が終わりましたので、水道事業会計予算について、質疑をお受けいたします。 齋藤委員。

○齋藤委員 7ページの支出の資本的支出の項目1のところの2. 取水設備費400万円とありますけども、これは県水100%にしたのに取水設備は必要ないんじゃないかなと思うんですけども、どのようなことで取水設備が必要なんでしょうか。

○伴委員長 猪川上下水道課長。

○猪川上下水道課長 今現在、町が自己水を取水しております井戸につきましては、昭和53年に地元の水利組合と契約を結びまして水源の確保をした経緯がございますので、その自己水を利用しなくなった場合は地元の水利組合に引き継いでいくこととなっておりますので、それにかかります整備費用を計上しておるところでございます。

○伴委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 ということは、それは使用しないから地元の水利組合にあげますということですか。それとも、取り外しますということですか。

○伴委員長 猪川上下水道課長。

○猪川上下水道課長 最終的には地元のほうでお使いになられるということになります。

○伴委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 ほかにも例えば来年度は400万円ありますけど、そのほか、それ以降にもやっぱりこういう設備の工事費みたいなのがかかるようなものなのか、大体これで完了するものなのか教えていただけませんかでしょうか。

○伴委員長 猪川上下水道課長。

○猪川上下水道課長 井戸の件でございますけれども、今、取水は目安地区のほうから取水しております。取水しております地元の水利組合との間で契約がございまして、町がその取水をやめた場合にはその井戸を一定期間管理した中で引き継いでいくということになっておりますので、その中での費用という形で今計上しております。

○伴委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 ということは、今後もそういう取水設備の費用というのは出てくるということなんでしょうか。

○伴委員長 猪川上下水道課長。

○猪川上下水道課長 ずっと永久的にはないですけども、期間を定めておりますので、その期間の中では発生してくる形になっております。

○伴委員長 何年ぐらいかわかったら教えとくんははれ。

猪川上下水道課長。

○猪川上下水道課長 10年間です。

○伴委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 ということは10年間、400万円を使うということですか。

○伴委員長 猪川上下水道課長。

○猪川上下水道課長 機械ですので毎年そういった費用が発生するとは限りませんので、一応予算としては計上することになるとは思いますが、それを実際、執行するのは機械に不具合が生じたときになりますので、必ずしも使うということではないということでご理解いただきたいと思います。

○伴委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 というか、目安地区にその施設を渡すというか、目安地区の方はそれを田んぼに入れたり畑に入れたりするためにその設備を使うということなんでしょうか。

○伴委員長 猪川上下水道課長。

○猪川上下水道課長 今現在も町水として取水をさせていただく中で、地元のほうにも農水としても使われております。ですので、その分の町水の部分がなくなりますので、い

きなりその町水の部分がなくなったから農水を町で見なくなるということもできないので、その前の10年間の期間をおいて見るという形になっている状況です。

○伴委員長 よろしいですか。 齋藤委員。

○齋藤委員 はい。

○伴委員長 ほかにございませんか。 木澤委員。

○木澤委員 新年度から県水100%に切り換えていくということで、これまでもずっと担当常任委員会で説明を受けてきまして、財政のシミュレーションも出していただきてきましたけど、改めてこうして予算書見の中でちょっとよくわからないんでいろいろ聞きたいんですけど、まず26ページ、先ほども部長のほうから説明ありましたが、受水費で県水を受水にしていくということで、これ1億800万円増えると。それに伴ってこれまで町の施設更新、維持管理にかかっていた分が減るというふうに思うんですけど、それがそのどこの項目で合計いくらぐらいなのか、要はこの1億円増えて、どれぐらいの町の経費が削減できるのか、それを教えてもらえますか。

○伴委員長 猪川上下水道課長。

○猪川上下水道課長 ご質問ありましたように、受水費で1億881万2千円の増加になるということになりますけれども、稼働停止いたしましたことによりまして、人件費や電気代であります、予算でいいますと原水を利用する際の動力費、予算の項目で申しあげますと、原水の浄水費にございます人件費でありますとか、委託料。

25ページをご覧くださいましたらと思います。この本年度、前年度の比較で増減がございましたように、三角が減額になっておる部分でございますので、そうした人件費、委託料、そして26ページにございます修繕費、動力費、薬品費、こういった部分についておおよそ5,500万円の節減がなっておるという状況でございます。

○伴委員長 木澤委員。

○木澤委員 1億800万円増えて、5,500万円削減できるということで、ざっくり5千万円ぐらい負担が、単年度で増えていくということになりますけど、そうするとその実質単年度収支でいうと会計上どういうふうになるんですか。

○伴委員長 猪川上下水道課長。

○猪川上下水道課長 これも予算書の19ページをご覧くださいと思いますが、そちらに令和3年度の水道事業会計予定損益計算書ということで載せさせていただいております。これに基づきまして、一番下の欄をご覧くださいますれば、当年度純利益として138万9千円の収益を見込んでおるところでございますので、決算としては単年度で



黒字になるという状況でございます。

○伴委員長 木澤委員。

○木澤委員 以前、財政シミュレーションを出していただく中で、自己水を残したままでも県水100%に変えてもいずれは赤字が発生してくるというシミュレーションになってたと思いますが、3年度で実質単年度収支で若干ですけども黒になると。今後、町の施設の維持管理、更新等の負担はぐっと下がるということで、新たにどんなものが発生して、財政的な影響を与えていくことになるんでしょうか。何でその赤字のほうに行くのか、どういう負担があるのか。

○伴委員長 猪川上下水道課長。

○猪川上下水道課長 施設更新はなくなったものの、管渠の更新というのはまだついてくるものでございますので、この部分については今後も継続して費用が計上されていく形になりますので、そういった面での動きというのはございます。実際のところ予算書の8ページでございますようにキャッシュフローを見ていただきますと、令和3年度末で現金残高としては4億円近くを持っている状態になりますので、運営としては資金力はまだこれで十分あるのかなというふうに思っております。

○伴委員長 木澤委員。

○木澤委員 主に管の更新の費用は当然発生してくるんでしょうけど、一定の期間内にやっぱり更新していかなければいけない量があるというふうに思いますので、それがどれぐらいなのかなというのもあるんですけど、基本的に財政を維持していこうと思うと、本来であれば黒字分の中でそれは行っていくべきでしょうけど、それで賄い切れない分があるので財政的には現金が減っていくというふうに理解していいんでしょうかね。その会計の状況を見ながら、できるだけ黒字の中で更新を行っていくことで、料金値上げをしなくても基本的に県水100%に変えて毎年黒字を出していけるものなのかどうか、その見通しというのはどうなんですか。

○伴委員長 猪川上下水道課長。

○猪川上下水道課長 運転事業を運営していく中で資金というのは黒字が永久に続くというのは、こちらもちろんシミュレーションの中でもお示ししておりますように、いずれは収支で赤字になるというのもあるんですけども、いわゆるこの建設投資というのはそういったお金、現金で見えない部分を財源としまして減価償却費ですとかの部分を財源に用いまして投資を行っていくという流れになっておりますので、それとあわせて下水道事業からも負担金移設補償費というのが現金として入ってくる部分もございますの

で、建設投資に関しての、いわゆる資金繰りというのは、運転は今の現状の中でも十分まかなっていけるというふうには思っております。

○伴委員長 木澤委員。

○木澤委員 そしたらずっと黒字でいけるという話ですか。

○伴委員長 猪川上下水道課長。

○猪川上下水道課長 やはり3条予算でのいわゆる収支、黒字というのは今ちょっと新たなシミュレーションというのはいないんですけども、今の段階でこの前の6月の建設常任委員会でお示ししました資料にもありますように、年度ぐらいまでの形で継続するのではないかというふうには今思っていると。黒字が続く形になるのではないかというふうには思っております。

○伴委員長 木澤委員。

○木澤委員 去年の例えば決算のときに出していただいたシミュレーションを見ますと、県水100%に変えてずっといったときに、令和29年度で現金が枯渇して赤字になるよというシミュレーションになってますけど、単年度がずっと黒字でいったら、こういうことにはならないわけですよ。管の更新も十分、今、課長、賄えていきますよという形でしたら、赤字になる要素ないのかなと思うんですけど、どういった費用の負担が今後新たに発生するんですか。

○伴委員長 猪川上下水道課長。

○猪川上下水道課長 会計上の黒字と現金が枯渇するかしらないかというのは直接リンクするという部分はないので、会計上、水道事業会計の場合は3条予算と4条予算というのが二つございますので、3条はあくまでも単年、単年の維持管理の中での収支を見ると。4条は長期の期間での建設の投資なども含めて見ていく部分になりますので、キャッシュは4条予算のほうでずっと、いわゆるキャッシュフローといわれる部分の財源、内部留保資金といわれる部分は建設改良事業を続ける中では十分続いていく形にはなってるんですけども、3条予算は単年度収支がそのときの状況によっていろいろ変わってくると思いますので、今20何年とおっしゃってましたけど、シミュレーションの中では10何年ぐらいで、3条予算の収支は赤字になる形になっておったと思いますので、そういった部分での赤字、黒字が永久に続くということではございませんので、よろしくお願いたします。

○伴委員長 ちょっと上田部長、今説明聞いてますねんけど、違う角度と言いますか、もう一度説明していただけますか。 上田都市建設部長。

○上田都市建設部長 今、3条、4条というのはちょっとややこしいので、その部分で説明がありましたけども、全体的な流れから申しますと、やはり担当常任委員会でも説明させていただくように、人口減少によって収入が減っていく、収入が減っていくのに対して管路の更新、管路がなくなるわけではありませんので、その管路は大体法定対応年数で40年、実質で60年ぐらいには更新をしていかんとあきませんので、その更新費用に今言いました貯えてる部分を使っていくということになりますけど、収益が減ってきますので、そこを賄えるかどうかというのは財政シミュレーションにお示ししたように、やはりちょっと長期的なものを見ると経営が困難になっていく、要は貯金がなくなっていく貯えるのが少なくなっていくという状況ですので、今は当面の間はこの浄水場という施設を持つることによって、その更新費用が莫大な費用になるので、それをまずは課題を解決しにいったと。その次はもっと大きな流れの中で給水収益が、使用料が減る流れになってくるので、それについて今度は管路の更新についての課題が残ってきて赤字に、財政シミュレーションではああいう形になるということでご理解いただきたいと思います。

○伴委員長 木澤委員。

○木澤委員 わかりました。これ管路更新費で赤字がかさんでいくよという話ですね。このところは会計としても今後の課題として、これにどう対応していくのかという問題は出てくるかとは思いますが、一応のところは今後はそういう見通しだということと理解しておきます。これまで県水100%にすることに対してリスクがあるんじゃないかということといろいろ指摘もしてきましたけども、ひとつは災害のときに水が供給できなくなってしまうんじゃないのかという、この点については改めてこの予算の中で大丈夫なのかという点について町の考え方を確認しておきたい。

○伴委員長 猪川上下水道課長。

○猪川上下水道課長 いわゆる県水100%にしますと、以前から申しあげておりますように、県営水道の基盤の強化をされています中で、町としての施設をもちろん給水配水タンク3か所ございまして、非常時に備えられるという中で、県営水道のほうも非常に基盤強化をされる中で、何かあったときに給水が止まるというようなことはないというふうに確認させていただいておりますので、そういった面で、仮に斑鳩町で給水が不足する場合にも、そういった融通が利くという形では確認しておりますので問題は大丈夫なのかなと思いますけど。

○伴委員長 面白い答弁やな。落ち着いてやっつくんなはれ。

猪川上下水道課長。

○猪川上下水道課長 申し訳ございません。そういった部分で今、県の既設の耐震性とかを確認させていただく中で、そういった部分は十分持ちこたえる部分があると。町としては管路の耐震性を持ったものを今現在入替え更新していった中で、県水100%にしても、そういったご心配のような、何か災害になった場合にも対応が可能だというふうには考えております。

○伴委員長 木澤委員。

○木澤委員 申し訳ないですけど、ちょっと今の課長の答弁で住民の皆さんに説明できないんです。例えば大規模災害があった際に、県の管が耐震化をすればといえどもひとつ破裂したというときに、斑鳩町に水がなくなってしまうという心配はないんですか。

○伴委員長 猪川上下水道課長。

○猪川上下水道課長 申し訳ございません。斑鳩町に県営水道というのは御所と桜井のほうの2か所から今送られてきております。万が一どちらかの系統がそういった今の事態になったとしても、片方の系統で十分対応していただけるというような状況もありますので、町としてはそういった中で大丈夫ではないかというふうに考えております。

○伴委員長 上田都市建設部長。

○上田都市建設部長 もうちょっと簡単に説明させていただきますと、災害時における飲料水として、国で示されている資料を見ますと、1日1人約3リットルが必要になるというような記事が載っております。それでいいますと、だいたい斑鳩町で三井の配水池タンクですね、配水池、そして第一の配水池、この上っていくところ。そして北部配水池、墓のところにあるんですけど、その3か所の配水池で容量で約1万3千トンを貯えております。そこで災害のときには閉まるんですね。緊急遮断弁がありまして、閉まりますので、そこで確保します。そして今1日1人3リットルの計算をいたしますと、だいたい三井の配水池の流域で2千立米、そして第一も大体2,300立米、そして北部も大体2,600ということで、大体2日から3日の貯える容量を配水タンクで取りあえずは賄うと。当然給水タンクで運んだり、もしくは管が生きてる状態であればその管からの部分で賄っていただく。そうした中で今、県営水道のほうから、もしくは近隣の自治体から、奈良県以外の自治体からも2日間の、この後の体制は整えてくるということも当然ありますし、県水からの応援もありますので、そうした中で災害を乗り越えていく、対策として取っているということでございます。

○伴委員長 木澤委員。

○木澤委員 一応そのリスクを分散しているという形と、実際に起こったときのシステムについても確認をされているということで理解しておきます。

もう一点ですね、料金の問題ですね。県営水道100%にしてしまうと、もう県から水を買うしかなくなってしまいますので、例えば県のほうが値上げしますといわれたときに斑鳩町ではどうしようもないという事態は想定されますけども、その心配については町はどういうふうに考えているのでしょうか。

○伴委員長 猪川上下水道課長。

○猪川上下水道課長 県営水道の単価ですけれども、これは県営水道の、もちろん経営状況によりまして値上げされる場合もありますし、値下げになる場合も想定されると思うんですけども、いずれにしましても実際に急に値上げされるというふうなことはまずございませんで、まず斑鳩町をはじめとします受水をしている団体と奈良県との間で受水協議会というのを設けております。そういった場で、もちろんその受水費用のことについて協議なりは行われますので、安易に県が値上げをするということはもちろんこちらからも認められませんし、県もそういった方向には出てこないということでご理解いただきたいと思います。

○伴委員長 木澤委員。

○木澤委員 きちっと協議の場が設置されているということであれば、さらに斑鳩町だけじゃなくて、広く奈良県下の自治体が入ってるようであれば、県も一方的に値上げをするというような状況にはならないのかなというふうに思いますが、今の県の財政会計を見てると、お金あるんじゃないのかと思いますんで、逆に引下げを町としては求めているなと思います。この間、県水100%になることに対して住民さんからも心配の声があって、いろいろ確認をさせていただいてきましたけども、やっぱり一番大きいのは住民負担が増えるということ、このまま自己水を維持し続けると更新費用がかかって料金の値上げになってしまうということを考えますと、今回県水100%にすることについては致し方ないことなのかなというふうに理解をいたします。

今後でも、水道の安定的な供給とその会計的に、やはりいろいろやりくりしていただいて、できるだけ料金値上げにつながらないような形で運用していただくようお願いしておきます。

○伴委員長 よろしいですか。 横田委員。

○横田委員 17ページの貸借対照表がございますね。配水管ってこれ有形固定資産のどこのところに入るんですかね。ちょっと教えてください。

○伴委員長 猪川上下水道課長。

○猪川上下水道課長 ご質問の配水管ですが、（１）有形固定資産３番の構築物に分類されます。

○横田委員 わかりました。

○伴委員長 ほかにございませんか。 奥村委員。

○奥村委員 水道予算書の一番最後のページの３１ページですけれども、老朽管更新測量業務、また老朽管更新工事ということで、合わせて８，２００万円あてられておりますけれども、この工事というのは１年間の中で８，２００万円使ってされるのか、またその工事ってというのはどういようにされるのかということですが、場所を指定して、町内の広範囲に場所を指定してされていくのか、それとも老朽管を見つけてされるのか、そのあたりはどういようにやっていくんでしょうか。

○伴委員長 猪川上下水道課長。

○猪川上下水道課長 ご質問いただいております老朽管更新測量業務、老朽管更新工事でございますが、来年度１年度で実施する予定をしておる部分でございます。まず測量につきましては、今現在残っております古い管の部分で、これは岡本から幸前地区になりますその間の現地の測量を行います。あと、老朽管更新工事につきましては、場所で申しますと、町内では４か所の部分を予定しております、服部１丁目の部分、三代川の部分、あとはこの今測量します手前の三井の法輪寺から法起寺に向けてのラインと、そこからまだ南へ向かっていきます法起寺から南へ下る町道における老朽管部分を今来年度施行する予定でしております。

○伴委員長 奥村委員。

○奥村委員 今もお聞きしましたら、そしたらその斑鳩町全域ということではないというか、これは何年間かかかってやっていかれるということになるんですかね。

○伴委員長 猪川上下水道課長。

○猪川上下水道課長 今現在もそうなんですけれども、公共下水道が順次整備区域を拡大してっております。その中の下水道工事を併せまして水道も古い管が当たる部分は移設工事という形で入替えを順次進めてっております。それ以外のこの今ご質問いただきました老朽管更新工事というのは、それ以外の部分で町の水道として単独でやっていかなければならない部分がまだ別にございますので、そういった部分を今順次古い路線からと、あとは管路の重要性から順次やっていってる形になっております。

○伴委員長 奥村委員。

○奥村委員 老朽管を新しい管にかえるに関して、地震による揺れとかですぐ摩耗してしまうというか、ということもあると思うんですけど、どういう管の種類というか、今新しいのがどんどん出てきてると思うんですけども、そこら辺はどうなんでしょうか。

○伴委員長 猪川上下水道課長。

○猪川上下水道課長 ご質問の管でございますけれども、今一番強度があるといわれているのはダクタイル鋳鉄管というのが地震に対して強いと。また塩ビ管の中でもいわゆる新しい素材のものが出てきまして、いわゆる管自体が伸びることで衝撃を吸収してくれるような管もございまして、そういった最新の耐震のある管に順次交換をしているところでございます。

○伴委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伴委員長 これをもって、水道事業会計予算に対する質疑を終結いたします。

14時25分まで休憩いたします。

( 午後 2時10分 休憩 )

( 午後 2時25分 再開 )

○伴委員長 再開いたします。

続きまして、議案第17号 令和3年度斑鳩町下水道事業会計予算についての審査を行います。

理事者の説明を求めます。 上田都市建設部長。

○上田都市建設部長 それでは、議案第17号 令和3年度斑鳩町下水道事業会計予算について、説明申し上げます。

まず、はじめに、議案書を朗読いたします。

議案第17号

令和3年度斑鳩町下水道事業会計予算について

標記について、地方自治法第211条第1項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和3年3月1日 提出

斑鳩町長 中西和夫

着席をさせていただきます。それでは、予算書の1ページをお願いします。

予算総則を朗読いたします。

令和3年度 斑鳩町下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度斑鳩町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1. 下水道事業

年間有収水量	1,267,600	m <sup>3</sup>
接続戸数	80	戸

2. 主要な建設改良事業

汚水管路建設	506,823	千円
--------	---------	----

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 下水道事業収益	729,909	千円
第1項 営業収益	167,742	千円
第2項 営業外収益	562,166	千円
第3項 特別利益	1	千円

支 出

第1款 下水道事業費用	720,564	千円
第1項 営業費用	589,612	千円
第2項 営業外費用	130,942	千円
第3項 特別損失	10	千円

2ページでございます。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額48,143千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額10,468千円、過年度分損益勘定留保資金37,675千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	921,800	千円
第1項 企業債	307,300	千円
第2項 負担金等	8,000	千円



支 出	第 3 項 補助金	6 0 6 , 5 0 0 千円
	第 1 款 資本的支出	9 6 9 , 9 4 3 千円
	第 1 項 建設改良費	5 0 6 , 8 2 3 千円
	第 2 項 企業債償還金	4 5 3 , 2 7 0 千円
	第 3 項 長期借入金償還金	9 , 8 5 0 千円

(継続費)

第 5 条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

第 1 款 資本的支出、第 1 項 建設改良費、事業名 公共下水道事業（第 1 3 処理分区 1 6 工区－2 工事）総額 1 8 1 , 7 0 0 千円、年割額、令和 3 年度 4 4 , 4 0 0 千円、令和 4 年度 1 3 7 , 3 0 0 千円。事業名 公共下水道事業（第 1 4 処理分区 2 1 工区－4 工事）総額 2 3 8 , 8 0 0 千円、年割額、令和 3 年度 4 9 , 4 0 0 千円、令和 4 年度 1 8 9 , 4 0 0 千円。

(債務負担行為)

第 6 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。事項「斑鳩町排水設備改造資金融資あっせん及び利子補給に関する条例」に伴う利子補給及び損失補償。期間 令和 3 年度から令和 8 年度まで、限度額「斑鳩町排水設備改造資金融資あっせん及び利子補給に関する条例」に基づき利子補給をすることとなる金額及び損失の補償

3 ページでございます。

(企業債)

第 7 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 建設改良費、限度額 3 0 7 , 3 0 0 千円、起債の方法、普通貸借又は証券発行、利率 3 . 0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1. 営業費用と営業外費用の各項の間

(議会の議決を経なければ、流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1. 職員給与費 43,812千円

(他会計からの補助金)

第11条 下水道事業安定のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、551,500千円である。

令和3年3月1日 提出

斑鳩町長 中西和夫

それでは、各費目につきまして、予算の説明書によりましてご説明を申し上げます。

21ページをお願いいたします。まず、収益的収入および支出の収入でございます。

第1款 下水道事業収益でございます。第1項 営業収益、第1目 下水道使用料では、1億6,752万2千円、前年度と比較して829万1千円、5.2%の増となっております。下水道利用件数の増加による汚水量の増でございます。第2目 その他の営業収益で22万円、前年度と比較して26万5千円、54.6%の減でございます。排水設備指定工事店及び排水設備工事責任技術者の登録にかかる手数料でございます。

次に、第2項 営業外収益、第1目 他会計補助金では1億4千万円、前年度と比較して69万6千円、0.5%の減です。一般会計からの補助金です。第2目の県補助金では90万円、前年度と比較して20万円、18.2%の減となっております。管渠等維持管理業務委託料で実施しております流域下水道負荷軽減等推進事業の補助金でございます。第3目 雑収益では、前年度と同額の2千円を計上いたしております。第4目 消費税還付金では400万円、前年度と比較して100万円、20%の減となっております。22ページをお願いいたします。第5目 長期前受金戻入では4億1,726万4千円、前年度と比較して1,353万円、3.4%の増となっております。

次に、第3項 特別利益、第1目 過年度損益修正益では、過年度の損益処理に伴う

科目設定により前年度と同額の1千円を計上いたしております。

23ページをお願いいたします。支出でございます。第1款 下水道事業費用、第1項 営業費用、第1目 管渠費では1,013万8千円、前年度と比較して232万3千円、29.7%の増となっております。下水道施設の維持管理にかかる費用でございます。第2目 総係費では4,661万7千円、前年度と比較して138万7千円、3.1%の増となっております。主に職員人件費等に係る費用でございます。次に24ページをお願いいたします。第3目 流域下水道管理運営費負担金では7,786万7千円、前年度と比較して350万4千円、4.7%の増となっております。奈良県浄化センターへの汚水処理費用でございます。25ページ、第4目 減価償却費では4億5,499万円、前年度と比較して1,311万6千円、3.0%の増でございます。

次に、第2項の営業外費用、第1目 支払利息では1億3,088万2千円、前年度と比較して1,003万5千円、7.1%の減です。第2目 雑支出では6万円を計上しております。また、第3項 特別損失では前年度と同額の1万円を計上しております。

続いて26ページをお願いいたします。資本的収入および支出でございます。収入でございます。第1款 資本的収入、第1項 企業債、第1目 企業債では3億730万円、前年度と比較して9,470万円、23.6%の減でございます。公共下水道の整備及び流域下水道の建設負担金にかかる財源でございます。

次に、第2項 負担金等、第1目 下水道事業負担金では、公共下水道への接続件数を80件と見込み、前年度と同額の800万円を計上いたしております。

次に、第3項 補助金、第1目 国庫補助金では1億9,500万円、前年度と比較して4,500万円、18.8%の減でございます。第2目 他会計補助金では4億1,150万円、前年度と比較して1,879万6千円、4.8%の増となっております。増額の主な理由は、企業債の元金償還の増に伴うものでございます。

27ページをお願いします。支出です。まず、第1款 資本的支出、第1項 建設改良費、第1目 管路建設改良費では4億9,019万1千円、前年度と比較して1億3,645万7千円、21.8%の減となっております。新年度は、前年度から取り組んでおります龍田西4丁目の橋西自治会、法隆寺北1丁目の東里自治会を引き続き整備してまいります。同じく、前年度から取り組んでおります目安4丁目の法隆寺南住宅自治会、目安北2丁目の法隆寺第三自治会におきましては、令和4年度までの継続工事として整備を進めてまいります。これにより約6ヘクタール、150戸の整備を見込んでいます。第2目 流域下水道建設費負担金では1,663万2千円、前年度と比較し

て175万9千円、9.6%の減となっております。奈良県が実施します流域下水道管渠整備及び浄化センター設備等の建設費にかかる負担金でございます。

28ページをお願いいたします。次に、第2項 企業債償還金、第1目 企業債償還金では、4億5,327万円、前年度と比較して2,314万6千円、5.4%の増となっております。令和2年度末の下水道事業における企業債残高は85億7,833万3千円となる見込みでございます。次に、第3項 長期借入金償還金、第1目 他会計長期借入金償還金では、前年度と同額の985万円を計上いたしております。奈良県市町村財政健全化支援事業により、5%以上の利率で、償還期間が5年以上の企業債の繰上げ償還について、平成27年度に無利子で貸付を受けて、平成28年度から令和3年度まで均等に償還しているものでございます。

以上、議案第17号 令和3年度斑鳩町下水道事業会計予算についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りまして原案どおりご可決いただけますようお願い申しあげます。

○伴委員長 説明が終わりましたので、下水道事業会計予算について、質疑をお受けいたします。 齋藤委員。

○齋藤委員 20ページのところで、今ご説明いただきましたですけれども、収入の部の1款、1項の企業債ですけれども、前年比9,470万円減っております、それは支出の部の1款、資本的支出の1項、建設改良費が1億3,821万減っておりますけれども、これは建設改良費ということで管を、工事を少なくしたためにこの企業債も少なくなったということで理解してよろしいのでしょうか。

○伴委員長 猪川上下水道課長。

○猪川上下水道課長 今おっしゃっていただいたとおり、事業費は下がりましたので、借入れの企業債も少なくなっているということでございます。

○伴委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 これは作為的に、企業債を少なくするために減らしたという意味でなくて、たまたま年度の計画の中でこうなったということで理解してよろしいのでしょうか。

○伴委員長 猪川上下水道課長。

○猪川上下水道課長 事業の進めていく予定のなかで変わってきているということでご理解いただきたいと思います。

○伴委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 予算関係参考資料の16ページの中で収益の部ですけれども、ここの普及率、

令和元年度 63.4 から 2 年あけて令和 3 年度 67.2 ということで、この間 3.8% 普及率が増加しております。しかし接続率が、令和元年度 70.0、令和 3 年度 71.5 ということで、1.5% しか増加していない。普及率が増加すれば接続率も増加してもいいのかなというふうに思いますけども、これは普及したけども接続してくれないという意味なのか、なんか因果関係があるのかどうかを教えてくださいたいと思います。

○伴委員長 猪川上下水道課長。

○猪川上下水道課長 普及率と申しますのは、整備を予定しております区域のうち整備が完了した、供用開始して下水が接続できるようになった区域がどの程度になっているのかを人口を基準にして表したものです。接続率は供用できるようになった区域でどの程度の方が実際に下水道に接続されてるかがこの人口の基準に表したものであります。

普及率は整備済みの区域の人口を全体の人口で割りまして算出するため、数字の伸びは穏やかに、緩やかになりますけれども、接続率は整備済みの区域で下水道に接続されている方の率を見ますので、数字の伸びは比較的大きくなっておる状況でございます。ということで今、接続率、普及率というのは出してありますので、若干その計算の仕方が違いますので、このような形になっておるところでございます。

○伴委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 普及率と同じくらいに接続率が上がっていかないというのは、これどうしてなのかな。

○伴委員長 猪川上下水道課長。

○猪川上下水道課長 普及率というのは先ほど申しあげましたように町全体として見たときに、整備が完了している区域がどの程度になっているかを表しております。接続率はその中の整備が終わっている区域の中で、どれだけの方がつないでおられるかというのを表しておりますので、そもそも比較する対象がちょっと違いますので、同じような伸びになってこないというようなところがございます。

○伴委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 普及率が上がれば人口比ですから、普及率も人口比、接続率も人口比ですから、普及率が上がれば接続率も上がってもいいのかな。

○伴委員長 暫時休憩します。

( 午後 2 時 43 分 休憩 )

( 午後 2 時 44 分 再開 )

○伴委員長 再開いたします。

上田都市建設部長。

○上田都市建設部長 普及率と接続率の伸びの話ですけれども、普及率につきましては町が工事を行っていきますので、確実に公共ますを使えるような状態にはさせていくことができるので、計画的に進めていくことができます。一方、接続率につきましては、やはり伸びるのが一番いい状況ですけれども、やはり工事ができて公共下水道が使えるようになって自己負担、要は改造資金は自分の宅地は自分の改造資金で補っていきますので、それを用立てる、うちとしても改造資金の融資あっせん制度もございますけれども、2か年、3か年かかる方が今までの実績としては多いので、接続されるまでにちょっと時間がかかるということで、そのままの伸びがそのまま反映できないのと、あと供用開始の告示はだいたい年に1回、2回、供用開始の告示というのは使えるようになったという法的な手続をするのが年に1回、2回程度ですので、接続、整備をしたからといって整備の途中に接続できるものではありませんので、それが終わってから接続するというところでちょっと時間差、時間軸が変わってくるものと考えているところでございます。

○伴委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 わかりました。もうひとつですけれども、同じページの下水道事業費用の8番、支払利息が1千万円ほど減ってますけれども、これは借り換えしたために減ったのか、金利安いのに借り換えしたのか、教えてもらえませんかでしょうか。

○伴委員長 猪川上下水道課長。

○猪川上下水道課長 下水道事業の企業債の償還でございますが、償還の方法をまず申しあげますと、元金と利息の合計金額が返済するたびに同一の金額になるように元利均等という形で今返済をずっと取っております。そういった関係で返済の当初というのは利息にウェイトがかかりまして、利息の比率が高くて、後年度になって元金の比率が高くなるという支払の償還の仕方になっております。そういった中でまた借入れ利率も昔に比べますと今はかなり下がってきておりまして、そういったことで借入れてる利率が以前に借りたものよりも低くなっているのは、利息の支払い自体が小さくなっていったということと、そういったことを併せもって、この今減っておりますのはその単に借り換えとかそういうことは今しておりませんので、単にそういった今の条件の中で支払う金額がちょっと下がっているというところでございます。

○伴委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 ということは、努力したというんじゃなくて自然体にこうなったというふうに理解してよろしいのでしょうか。

- 伴委員長 猪川上下水道課長。
- 猪川上下水道課長 おっしゃるとおりでございます。
- 伴委員長 ほかにございませんか。 木澤委員。
- 木澤委員 予算書の1ページで、接続戸数80戸ということで新年度見込まれてますけども、先ほど部長のほうでエリアのことも報告されてますけど、内訳どれぐらいで見ているのは教えていただけますか。どこで、どれぐらいの接続を見込んでいるんですか。
- 伴委員長 猪川上下水道課長。
- 猪川上下水道課長 今、予算の申しあげております80戸と申しますのは、前年度で整備をしてくる中で、今これから接続をしていただけるようになるという中で80戸が接続されていくという見込みを今しておるということでございます。だから全体、今年度整備、2年度で整備した全体の中でという形になります。
- 伴委員長 木澤委員。
- 木澤委員 以前でしたら集中浄化槽の地域でエリアを広げれば一気に多くの方が接続していただけるという状況もあったと思うんですけど、そこがもう終わって、いっぺんになかなか接続が見込めないという中で、新たに整備した地域でどれぐらいに接続を見込んで、すでに整備が終わってるところでどれぐらいの接続を見込んでいるのかという、その割合を知りたいなと思うんです。80戸って、漠然と80戸じゃなくて見通し持つてはると思うんですけど。
- 伴委員長 猪川上下水道課長。
- 猪川上下水道課長 申し訳ございません。今そういった形で実際のところ出しておるのではなくて、過去の実績ですとか、そういった整備した分析の状況を見る中で80戸というのを算定してる状況でございますので、今おっしゃっていただいたすでに整備しているのを今年整備した分とかいうすみ分けはしておらないのでという状況です。
- 伴委員長 木澤委員。
- 木澤委員 やっぱり今後、やっぱりさっき齋藤委員も接続のを心配されていましたが、整備はしたけども接続いただけない方をどう接続していただくかという視点でもって進めていく必要があるかなというふうに思います。先ほど部長おっしゃってた起債残高85億と確かおっしゃってたと思いますけど、一般会計と並ぶぐらいの額になってきてますね。一般会計からも繰り入れはずっと続いてまして、心配されるのが国の補助金ですね、今までと同じように出していただけなのかという点では減らされていくでしょうという見込みが強い中で、じゃあ下水の会計どんどん圧迫されるんじゃないのという心配が

ありますので、以前にも議論させていただきましたけど、やっぱり整備が終わってる区域でどう接続していただくのかという、その方法を工夫していく必要があるかなと思いますけど、担当課で何か考えておられることとかっていうのはあるでしょうか。

○伴委員長 猪川上下水道課長。

○猪川上下水道課長 もうこれ以前から申しあげております方法というものから目新しい方法というのはないんですけれども、未接続の地域へのポスティングですとか、広報に周知とか、ういった方法での地道な接続のお願いというのを続けていく必要はあるかと思っておりますので、そんな形で今進めております。

○伴委員長 木澤委員。

○木澤委員 ポスティングをするにしても、以前、人をお願いして訪問して接続を促していくという方法については効果はどうなのかという一応研究は担当常任委員会のほうでも話をしてきましたし、担当課でもされている中で、それはちょっとということで今止まっているかと思うんですけど。今までずっとポスティングはやってこられてきているかと思うんですけど、じゃあ例えばそのポスティングをしたことによってどれぐらいの方が接続いただいたかという、そういう検証というんですかね、いろいろやっぱりやっていく必要があると思うんです。以前、未接続の方に、例えば補助金を出したらどうやという話もさせてもらいましたけど、その公平感が損なわれるからどうやろということで、その時点ではそういう制度は行ってきませんでしたけど、昨年、住宅リフォーム助成制度を町がコロナ対策として行いましたけど、その中でその下水に接続いただいた方っていうのがあると思うんですけど、それは実際何件あったんでしょうか。

○伴委員長 猪川上下水道課長。

○猪川上下水道課長 申込みされた件数は29件ございまして、それは今、接続手続きをされてるということになってます。

○伴委員長 木澤委員。

○木澤委員 実際、そうして補助金があれば接続するよという、接続のきっかけになっているという、これをやっぱりよく見ておく必要があるかなというふうに思うんです。町の会計、財政上の問題からしても、やっぱり少額でも補助金出して接続してもらえらうが会計的には助かると思うんです。例えば、全国的にそういう制度を先進的にやっている自治体がないのかどうかというのも、今こういう局面の中で新たに研究していく必要があるかなと、実際にやるかどうかはまた別の話ですけども。だから、これまでやってきた中じゃない、何か新しいやり方がないのかなという視点でもって、どう接続率をや



っぱり上げていくのかという点に重点を置いて今後対策を進めていく必要があるかなと私自身思ってるんですけど、その点についてはいかがでしょうか。

○伴委員長 猪川上下水道課長。

○猪川上下水道課長 今委員におっしゃっていただいたように、公営企業である以上は収入を増やすというのは一応重要なポイントになってくると思いますので、こちらといたしましてもそういった新しい手法での何か供用、接続を増やしていただくというのが何かというのを調査研究して今後も取り組んでいきたいというふうに思っております。

○伴委員長 上田都市建設部長。

○上田都市建設部長 助成の制度についてですけれども、斑鳩町が公共下水道を始めるにあたって、また制度をするとき議論をした中で、やはり一番控えるというか避けなければいけないのは不公平になるということは避けていかなければなかなか逆につないでいただけなくなってしまうので、その助成についても、自治体助成制度を持っている自治体はございますけども、やはり当初からつくっていくというような形です。今委員がおっしゃるように接続の伸びは確かにリフォーム制度についてございましたけども、これはあくまでもコロナ禍という、ひとつの要因、原因があつての対策ということですので、これを公共下水道だけの長い視点で見ると助成制度をつくっていくのかというのは、担当課においてはそれ以外の方法で、今後、例えば接続推進員を設置してはどうかという議論も、ご意見もいただいておりますので、そういった議論もする中で、今課長が申しましたようにいろんな方策は検討してまいりますけども、助成につきましてはちょっと慎重に取り扱っていきたいなというふうに感じてるところでございます。

○伴委員長 木澤委員。

○木澤委員 これは今後担当常任委員会の中で議論すべき問題かなというふうに思いますが、年度途中から実際に助成制度やっているとところがないのかというのも、もし先進地があるようでしたら、一回視察なりで行ってお話聞かせてもらった上で今後の検証をするということもできると思いますので、広い視野でもってやっぱりいろいろ考えていっていただきたいと思いますので、またお願いをしておきます。

○伴委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伴委員長 ちょっと私のほうから。今、接続率の話が出ましたけど、いうたら既存にもう設置された下水道、これに対して心配するのはやっぱりそのやり換え、更新といいですか、次の工事した後、何十年か後にまた必ず更新というのが出てくる。そのあたりの

タイミングがあと何年ぐらいしたらそういう更新工事というのが重なる、まだ工事がや  
ってないところもあって、なおかつ更新も入ってくるというふうな時期があるんじゃない  
かなと、このように思うので、これはどんな感じなんでしょうか。

上田都市建設部長。

- 上田都市建設部長 公共下水道の管渠につきましては、水道管と同様、下水道について  
は内圧がかからない管でございますので、法定耐用年数としましては50年というところ  
で、実年数でいましてはそれの1.5倍等という話で考えておりますので、平成3  
年、4年から計画いたしまして整備しておりますので、委員長がおっしゃるとおり更新  
年は同じようにやっていきますので、それについての、当然企業ですので内部のお金を  
貯めたり、もしくはその一般会計に負担にならないような方策は今後考えていかなけれ  
ばならないことでございますし、アセットマネジメントもいつの段階かでやっていかな  
ければならないというふうに感じているところでございます。
- 伴委員長 なるほど。非常に普通の圧のかかる上水になんかに比べるとよくもつという  
ことはわかりましたけど、やはりその管自体また交換は絶対にせんでええわけではない  
わけですから、できるだけ設置のところをどうしても、まあ言えば100%できるんじ  
ゃなくて、途中でもうここやったらもう逆に言えば接続率を考えて、もう工事をやめて、  
またその更新も絡んでくるんでというようなこと、その辺の計画というのをきっちり今  
後考えてやっていただければと思います。

ほかにございませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

- 伴委員長 これをもって、下水道事業会計に対する質疑を終結いたします。

以上で、都市建設部所管に係る予算審査を終わります。

これをもって、本日の審査を終了いたします。

明日は午前9時から会議を開き、引き続き、本日の続きから審査することといたしま  
すので、定刻にご参集をお願いいたします。

どうもお疲れさまでした。

( 午後2時59分 終了 )